

令和5年3月6日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和5年3月6日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	村井 勉
11番	古川 幸義	12番	隅岡 美子
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番 大平 恭大 君、9番 小川 保 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。

初めに、丸尾町長。4期目のご当選どうもおめでとうございませう。また、議場におられる議員の皆様方におかれましては、当選おめでとうございませう。簡単ではございませうが、初めのご挨拶とさせていただきます。

それでは、通告順により次の質問を致します。

1点目は、介護予防時代について。2点目は、子育て世代へ支援と応援について質問致します。

1点目質問は、介護予防時代について、2011年よりやがて来る2025年問題の取組について、今後、多度津町の方針として、介護に対する対策や介護予防について一般質問として、過去に10回ほど質問してまいりましたが、2025年もあと僅かになり、介護に関する諸問題は、より深刻になってきたと感ずる次第でございます。よって、再度質問させていただきます。

厚生労働省は、2022年、日本人の平均寿命として、男性81.47年、女性は87.57年として概況を発表致しました。それに対し、全国の健康寿命は、男性が72.6歳、女性は75.5歳とされています。これは、2021年の結果でございます。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されず、自立した生活できる期間と申します。健康寿命から平均寿命までの期間が、男性は約9年間、女性は12年間が、健康から徐々に体調を崩し、介護を必要と申します。そういう風な時期を迎え、

やがて終末を迎える平均的な期間とされております。しかし、この数値は、あくまでも平均的な数値であり、個人差は、かなりあるのが現状であります。個人によって、条件・状態は様々で、かなりの個人差があるのが現実であります。今回、健康寿命や高齢者の自立に対し、たくさんの方にご意見をお聞きした結果、ほとんどの人が年をとっても健康な生活を送り、寿命により終末の時期を迎えるまでも介護のお世話にならず、自分の身の回りのことや食事、排せつ等を自分で行えることを希望し、誰もが健康寿命の延伸を切実に希望している意見が、大半であるということが分かりました。このようなご意見は、私達の身近な人達や多度津町民の声として行政に対し、健康寿命の延伸、自立年齢の延伸についての事業の必要性を行政に問うものであります。

それでは、質問に入らせて頂きます。1点目、現在のフレイル検診について得られた結果は、どのような実態であったか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川 幸義 議員の現在の「フレイル健診」にて得られた結果の実態についてのご質問に答弁をさせていただきます。ご質問の「フレイル健診」とは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施しております後期高齢者健康診査のことを指しており、本町におきましても後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、毎年6月から9月に町内医療機関にて実施しております。令和2年度から健康診査の質問票の内容が改定され、低栄養や口腔機能の低下などの高齢者が抱える個別の健康課題ごとに状態を捉えることが出来るようになっております。

令和4年度の質問票の結果につきましては、低栄養、運動機能などの身体面の質問項目、心の健康、認知機能などの精神面の質問項目、閉じこもりなどの社会面の質問項目、いずれについても県や全国と比べて有意な差は見られませんでした。

しかし、自身の健康状態を確認する質問項目では、現在の健康状態について「あまり良くない」と回答された割合が県では9.5%に対し、本町では11.5%、「良くない」と回答された割合が県では1.3%に対し、本町では1.9%と高くなっております。これにつきましては、本町の医療を受ける頻度を示す受診率が外来、入院ともに県よりも高くなっており、そのことも要因の一つではないかと推察されます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問致します。県平均と本町の差が「あまり良くない」が、県が9.5%、それに対し本町は11.5%、「良くない」が、県が1.3%に対し、本町は1.9%とお答えになりましたが、この数値は本町の検診を受けた該当者が、県平均よりも高いという数値が表しております。県平均よりもフレイルの予防に関する関心がやはり、将来に不安を感じている方が多いと捉えますが、いかがでしょうか。まず、その質問と同時にその根拠についてですが、今、多度津町の高

齡化率は32.2%、これを人口に計算しますと約7,000の方がいらっしゃいます。その7,000人の方の中で、11.5%ということは約800の方が、健康に対して良くない。これは介護、フレイルに対して、要支援に突入していくっていう前兆でございます。そういうことを踏まえて、ご答弁をお願いしたいと思います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、県平均より高いということは、それだけ健康に不安を感じ、将来に向けてフレイル予防に関心を持っておられる方が多いと推測します。それに加えて、データからの分析によりますと、本町におきます医療機関への受診率も高く、それは、千人当たりの病院数が県では0.5施設に対し、本町では1施設という結果が出ており、医療機関数に恵まれ受診しやすい環境であることも質問結果に影響してきているのではないかと推察します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問のご答弁に対して、後で関連がありますので、次の質問に入らせて頂きます。

1点目は、フレイル健診にて得られた結果を次工程での反映はどうするのか、お伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の現在のフレイル健診にて得られた結果を次工程でどのように反映させるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。現在は、健康診査受診後に健診結果や質問票の結果を基に実施した医療機関医師からの指導を行い、高齢者の健康状態を評価しているところでございます。このように高齢者の保健事業の展開が進められる一方、介護保険の領域での要介護状態の予防・重症化防止のための介護予防が進められており、両制度を一体的に実施していくことが求められております。本町におきましても現在、医療機関で行っている指導に加え、令和6年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を展開することができるよう、準備を進めているところでございます。この一体的実施が、現在すでに実施しております介護予防事業と連動できるよう、今後も関係機関との連携強化に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。答弁にありました高齢者の保健事業の展開が進められる。介護保険の領域への要介護状態の予防、重症化の予防の介護予防と答弁されましたが、現在の介護保険の領域は、予算額が数%では、個人個人のカウンセラーや個々に合わせた多様な予防事業の展開には、予算不足やマンパワーの不足が生じると思いますが、いかがでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、高齢者への支援は、個人個人の身体状況や身の回りの環境、家族構成、収入額等、様々な要因に応じて対応する必要があり、個々の状況に応じて、親身に対応するには、やはり人手が必要となり、予算が必要であります。今後も関係部署や関係機関と協議しながら、交付金等を活用し、より行き届いた高齢者支援サービスの提供ができるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再々質問をさせていただきます。本町としての介護予防普及啓発事業をどれだけ取り組んでいるのかが明確に現れておりません。詳細をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再々質問に答弁をさせていただきます。現在、本町におきましては、介護予防普及啓発事業は、地域包括支援センターで実施しております。主に運動による介護予防教室、体操等を行っております。次に、認知症対策と致しまして、認知症予防教室も行っております。それに加え、ボランティア活動と高齢者の居場所づくりとかボランティア活動に対して、本町におきましては、運営の支援を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、3点目の質問に入らせていただきます。保健師、介護士等の適正配備についてお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

古川議員の保健師、介護士等の適正配置についてのご質問に答弁をさせていただきます。介護福祉士などの介護に特化した資格を持つ職員採用は、地方自治体が直接介護施設や医療機関を運営している自治体では、募集されているようですが、多くの自治体では採用試験などは行われておりません。保健師につきましては、毎年、厚生労働省が実施しております保健師活動領域調査に掲載されております令和4年5月1日現在の香川県内市町の常勤保健師数は、高松市は保健所設置市として別の表に記載されておりますが110名、丸亀市が30名、坂出市が20名、善通寺市が9名、観音寺市が27名、さぬき市が19名、東かがわ市が10名、三豊市が27名、土庄町が12名、小豆島町が9名、三木町が10名、直島町が3名、宇多津町が6名、綾川町が8名、琴平町が7名、まんのう町が9名となっており、本町では、町では1番多い土庄町と同じ12名となっております。今後も保健師を適正配置できるように努めるとともに、これまでの事務処理の方法に固執することなく、専門職の職員が専門職の業務に専念できるように体制を整え、小人数でも適正配置となるように努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今のご答弁に再質問させていただきます。まず、保健師は他の町よりも非常に多いということは、今の答弁で分かっております。まず、方向をちょっと変えて、町長公室長というよりも、これは町長にお聞きしたいんですが、今、現在の介護予防を担当する高齢者保険課におきましては、担当の部署の人数は極めて少ないと認識しております。担当者は、介護保険、福祉事業、国保、年金、後期高齢者などの業務を今、現在でやられているか、確か私の認識では2名か3名か4名、このあたりの少ない人数で、今されてるとは思うんですが、今後、高齢化率は、今現在32.2%、年々増加するのはもう明確でございます。また、国や市町村に対し、介護予防計画を実施と進んでいる現実もこれ事実でございます。このような現状を踏まえて、人員の増加や予算計上の増を、是非、トップである町長にお聞きしたいと思います、よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

今の古川議員のご質問にお答えさせていただきます。今私どもは、今、町長公室の方から答弁をさせて頂きましたけども、町長公室は全ての職員を総括して、それを担当して、いかに適正配置を行っていくか。幼稚園とか全ての消防も全て含めて、多度津町の行政の中で、どういう風に、今職員数は、減っております。その中で、いかに有効的に活用していくか、そして住民の皆様のサービスの向上に繋げていくかということ等を常に考えております。その中で、今のこの介護予防に関しましては、地域包括支援センター、これは社協になりますね。社会福祉協議会と町とが、町の高齢者保険課、連携してやっておりますので、今の町の職員数だけで測るのではなくて、社会福祉協議会の中の地域包括支援センターとか、また各医院とか、それから介護施設、そういうところの方と連携協力しながら行っておりますので、その方が効果的だと思っています。今の職員全体的な職員の数を増やそうということは考えておりません。今、本当は増やさなきゃいけないんですけども、議員もご存じのとおりで、国の方からとか色々と移管事務が降りてきております。そういう中で、私ども、今の介護に関する職員だけではなくて、今、全体です、198人位です。全体で。当初240人いたんですよ。その職員の数が、今198人位です。年度が変わるんで、正確な数字はちょっとまだ計算しておりませんが、その中で私どもは、普通に考えても200人は最低いるんじゃないか。だけどそのところを行財政改革とか、また、職員数というのをいかに少なくして有効的に使っていかなければいけないかという考えの中で、今行っております。そういう中におきましては、今、議員のご質問にもありました介護予防に関する職員数のことは、多いとは思いません。多いとは思いませんが、少な過ぎて困ると思っております。それは町の職員だけではなくて先ほど申しましたような医療機関、介護機関、これは民間ですね。それと私どもの社会福祉協議会、そういうところが連携協力しながら行っておりますし、また、その連携の絆の強さっていうのも、これから持続し、発揮して

いかなければいけないと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、先ほど申しましたが、高齢化率が今、多度津町の人員で32.2%ですから約7,000人。この2年・3年で後期高齢者に移動する方もたくさん多いと思いますし、また新たに高齢者に入って32から34%に、より2割に近づいていくと、このような状況でございます。また、介護関係に関する諸問題は年々々々複雑になってきておりますし、たくさんの仕事がかかってくると思いますので、やはり住民の対応としては、色んな複雑なニーズに対して対応して頂きたい。また、介護者の介護を必要とする家族の介護する両親をもって、大変心配しているということですから、アンケート調査の中にもありました10%を超える人は、その家族を含めると700人から800人、その家族を入れるとまたさらに増えて、1,000人以上の方が、その介護に対して、健康に対して不安を感じているということですから未来を展望するならば、やはり、そこら辺の機能の増強を図って頂きたいと思っております。これはもう再質問は結構でございます。私の意見として述べさせていただきます。それでは、次の質問に入らせて頂きます。介護予防を実施するに当たり、新体力テストは必要と思われませんが、本町の取組についてお伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の介護予防を実施するに当たり、新体力テストは必要かと思われるが、本町の取組についてのご質問に、答弁をさせていただきます。本町におきましては、地域包括支援センターにおいて、高齢者が「心豊かに生きがいのある生活を送ることができる」ことを目的に65歳以上を対象に「介護予防普及啓発事業」を実施し、運動による体力の向上や地域交流の促進、介護予防の知識の普及、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援に取り組んでおります。

ご質問の「高齢者の新体力テスト」の実施につきましては、介護予防教室として実施しております「すまいるライフ教室」において5つのテスト項目を導入し、初回参加時と10回目参加時に実施しています。テスト内容は、握力、長座体前屈、開眼片足立ち、椅子から立ち上がり3メートル先のコーンを折り返して再び椅子に座るまでの時間を測定するTimed up & goテスト、5メートル歩行で構成しております。体力測定をすることで、単に介護予防教室の考課判定とするのみではなく、高齢者自身が客観的に自分の体力や状態を知ることができ、高齢者自らが教室の中で「自分の目指す目標」を設定することに役立っています。また、認知症予防教室として実施しております「さくら倶楽部」においても、初回時と10回目の参加時にTimed up & goテストと5メートル歩行のテストを認知機能テストと併せて実施しております。毎年、体力測定の結果、すまいるライフ教室参加者のほとんどの方に効果があったとの報告があります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）



ただ今のご答弁に対して、再質問させていただきます。最後の毎年、体力測定の結果、すまいるライフ教室参加者のほとんどの方に効果があったとお答えされましたが、体力測定を受けられた人数と出来ましたら、すまいるライフ教室の参加人数をお伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。すまいるライフ教室に参加された方、全員の方に体力測定をして頂いております。令和3年度におきましては40名程度の参加者がおり、令和4年度におきましては、まだ実績報告がありませんが、1コースの定員15名で年間3コースを実施し、45名の方が教室に参加され、体力測定を行うようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今、再質問の答弁で40名の方、これは、すまいるライフ教室の参加者と判断致しましたが、いかがでしょうか。もう一つ、体力測定の結果、これは何名で、それから、すまいるライフ教室の方へ参加したっていうのが40名という答弁で分かりますが、体力測定の数を知っておりますので、その辺、よろしくお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再々質問に答弁をさせていただきます。体力測定の実数は、すまいるライフ教室参加者全員にして頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入らせて頂きます。5点目、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について、今後はどうするのかお伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてのご質問に答弁をさせていただきます。第9期介護保険事業計画策定に当たり、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行ないました。令和4年12月31日現在、多度津町にお住まいの65歳以上で要介護等の認定を受けていない方と要支援1・2の認定を受けている方のうち1,500名の住民の方を無作為に抽出し、郵便にて送付致しました。調査内容につきましては、厚生労働省が示します66項目で行っております。内容としましては、「家族構成と生活状況」、閉じこもり傾向や外出の際の交通手段を含む「身体を動かすことについて」、口腔状態や低栄養の傾向を把握する「食べることについて」、電話番号など調べて電話をかけられるか、自分で買い物、食事の用意、請求書の支払を行っているかの「手段的日常生活動作について」、自治会や老人クラブなどの「地域活動等について」、悩みの相談や世話をしあえるか「助け合いについて」、「健康について」、「認知症にかかる相談窓口の把握について」の8分野における設問内容で行っております。今後は調査結果を分析し、第9期介護保険事業計画策定に係る策定委員会において予防対策や支援方法等を検討し、次期計画に反映させてい

きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の6点目の質問に入らせて頂きます。高齢者の自立支援について、本町の取組、将来的展望等あれば、お伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の高齢者の自立についてのご質問に答弁をさせていただきます。高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに介護保険制度の持続可能性を維持するために地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送って頂くための取組を進めております。その一つとして、地域包括支援センターが開催しています様々な介護予防教室や社会福祉協議会が支援しています住民が主体となって行うボランティア活動であります。介護予防教室への参加やボランティア活動をすることで、高齢者の体力の向上や地域での交流が促進され、それがフレイル予防となり、生きがいとなり、自立支援に繋がっております。また、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを利用し、一人一人の持つ能力を最大限に生かしたサービスを受けることで、自立した日常生活を送ることに繋がっております。今後も高齢者の尊厳を保持しながら、個々の有する能力や環境に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、住民相互が支え合える地域づくりを推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問致します。先日のNHKのニュースにおいて、お隣の徳島県のみよし市では、介護予防普及啓発事業として、きらめき元気アップ教室っていうことを紹介しておりました。その中での高齢者女性へのメール教室が開催されて人気を集めているようでありました。本町でも是非そのような取組を行って頂きたいと思っております。本町においても高齢者男性の参加率は、非常に低い数字だと感じておられますが、いかがでしょうか。本町の取組として、例えばですが、一つの例などを取上げますが、男性の方に参加を募るために男性のファッションアドバイザーなどによる服装や身だしなみ等の意識の向上など図る。これは一つの例でございますが、予防事業はいかがでしょうか、お伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。現在65歳の方に参加して頂いております黄金クラブにおいて、ハンドマッサージのコーナーを作り、大変好評であります。その流れで、ネイルのコーナーを設置したらどうかという意見が出ておりますので、来年度に実施する際には、検討する予定でございます。また地域包括支援センターにおいては、今年度4月と8月に女性限定ではありますが、ミラクルチェンジ教室を行いました。同窓会などの様々な交流に自信を持っていきましょうを目的に、顔のリフトアップや小顔を目指すケア方法、姿勢やプロポーションをアドバイ

スする教室を開催しております。男性におかれましては、ファッションをアドバイスする教室は実施しておりませんが、恰好良くなりましょうを目的にダンダンダンディという筋トレを行い、スタイルアップを目指した教室を実施しております。いつまでも美しく恰好いい高齢者が多いことは、今後の本町の活性化にも寄与すると推察します。高齢者だからではなく、高齢者こそファッションに目覚めることの支援ができるか地域包括支援センターと検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ご答弁どうも有難うございました。やはり女性の介護予防教室、また、色々な活動で参加率は、非常に女性の方がほとんどでございます。男性の方は、やはり介護教室とかそういうものになかなか参加出来ない。やはり、男性と女性とは志向が少し違っていて、もう少し男性の方が参加できるような施策を今後お願いしたいと思っております。やはり男性は、社会的に参加するとか、そういうことがすごく苦手な方が多いようでございます。是非とも今後、施策の方で取り入れて頂くようお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の質問、子育て世代への支援と応援について。

1点目は子育て世代に対するニーズ調査に基づいて、本町が優先する項目とはについて、お伺い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の子育て世代に対するニーズ調査に基づいて、本町が優先する項目についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町におきましては、現在、第2期多度津町子ども子育て支援事業計画に基づき、子どもと子育て家庭の成長を支えるための各種施策を展開してまいりました。本計画は5か年計画であり、令和6年度をもって終了することから、新たに令和7年度から第3期子ども子育て支援事業計画を策定することとなっております。つきましては、令和5年度中に第2期計画の成果と成果の検証と併せて子育て世代を対象にニーズ調査を実施し、令和6年度には計画の策定に向け、協議してまいります。平成31年1月に実施した前回のニーズ調査では、就学前と就学後では、必要とされる支援やご要望が若干異なることから、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者に分けて調査を実施致しました。項目につきましては、小学生児童の保護者へは、お子さんと家族の状況や放課後等の過ごし方、児童虐待、子育て全般、親子の居場所づくり、生活習慣等について。未就学児童の保護者へは、一時預かりや地域子育て支援センターの利用状況や就学後の放課後の過ごし方の希望等も合わせた設問と致しました。また、保護者の就労状況や経済的な状況を問うことにより、子どもの貧困に関する状況も調査させていただきました。来年度実施するアンケートの調査項目につきましては、今後、子ども子育て会議の委員や関係各課と協議し、決定したいと考えておりますが、本町が優先する項目と致しま

して、町長の施政方針にもありますように地域と一体となった子育てしやすいまちづくりに繋がるものとしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問ございますが、2点目の質問と併せて再質問したいと思います。それでは、2点目の子育て世代に対する本町での応援とは、どのような施策が可能でしょうか、お伺い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の子育て世代に対して実施可能な応援施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、推進しております第2期計画の基本理念を子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまちと定め、基本方針である三つの子ども子育て応援方針に基づき、各種施策を展開しております。一つ目の応援方針は、全ての子どもの健やかな成長を町ぐるみで応援しますとし、子どもの人権尊重をはじめ、子どもの健康や学び、豊かな体験活動を応援するとともに支援の必要な子どもの育ちを応援致します。具体的な施策と致しましては、子どもの人権尊重として、児童虐待防止と早期対応のための要保護児童対策部会において、関係機関との連携強化、保健サービスの充実として、各種乳幼児健診や子育て世代包括支援センターでの専門職による相談や助言、子どもの学びの応援としては、学校教育の充実や社会体験の促進、支援の必要な障害児やひとり親家庭にはニーズに合ったサービスの提供など、それぞれ各種事業を実施し、健やかな成長を応援しております。二つ目の応援方針は、全ての家庭、保護者の楽しい子育てを町ぐるみで応援しますとし、子育ての支援環境の充実や家庭の子育て力の向上、また、子育てと仕事の両立支援など、楽しい子育てを応援致します。具体的な施策と致しましては、待機児童対策や放課後児童クラブの充実など共働きやひとり親世帯が安心して働ける環境づくり、家庭の子育て力の向上として、情報提供体制や各種相談体制の充実、経済的支援として、保育の無償化や町単独の減免の実施や各種手当・制度の周知の促進、就学援助制度や今3月定例会において、対象年齢の拡大について上程しております乳幼児等医療費助成をはじめ、ひとり親家庭や障害児に対する医療費助成等、子育て家庭を経済的に応援しております。三つ目の応援方針は、子育てや子育ての学びを共有できる地域づくりを応援しますとし、子どもの遊び場や居場所づくり、安全・安心なまちづくり、町民の意識を高め、地域の子育て力・子育て力を高めることを応援します。具体的な施策と致しましては、遊び場や居場所づくりとして、公園整備や公民館や図書館、屋内外スポーツ施設の充実、子どもの安全・安心の確保として、通学路等の安全確保や防犯対策の強化、地域の子育て力、子育て力を高める施策として、世代間の交流機会の充実や子育て関連団体の活動支援、子育てボランティアの育成等、地域活動の人材育成と確保に努めております。以上のように、本町では関係各課において様々な施策や事業を実施しております。来年度実施致しますアンケート

調査も踏まえ、次期計画では、より町民のニーズに即したものを策定し、子育て世代を応援していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。答弁の中にありました待機児童対策や放課後児童クラブの充実など共稼ぎやひとり親世帯が安心して働ける環境づくりという風に答弁されておりますが、その中で抽出しまして、複数の放課後児童クラブを利用する親から意見とか希望を聞きましたが、中に片親で子どもを育てるために休日も利用出来ないか、またそれによって勤務先から要望やシフトを要求され、応えるのが非常に難しいと。また、職を失って、就職活動を続けている上で、土・日が忙しいから勤務して欲しいなど、多くの就職活動に支障が出たなどの問題があり、どうしても対応してほしいという要望がございました。対応は可能でしょうか。もう1点は、病児保育の対応など、本町では1医院と聞いておりますが、他のところでも今後対応ができればという風な要望も出ております。いかがでしょうか。時間が余り少ないんですが、答弁よろしくお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。放課後児童クラブの利用につきましては、保護者の方からも先ほど議員おっしゃいましたように、色々な要望を伺っております。ただ支援員の確保不足というのも今現在、問題になっておりまして、なかなか支援員が集まらない状況にございます。今後、業務を委託しております社会福祉協議会と協議をしながらボランティアであったり、シルバー人材センターの応援を頂いたりして拡充していったらという風に考えておりますが、なかなか今、非常に厳しい状況にはございます。要望としては重々伺っておりますので、今後対応していきたいとは考えております。2点目の病児病後児保育につきましては、本町では1件、医療機関がございましたが、今現在、病児病後児につきましては、ちょっと休所しております。ですので、今ご利用の方は、中讃圏域で利用可能な病院がありますので。1番近いところででしたら丸亀。ちょっと離れますけど、善通寺とか複数ありますので、そちらの方を利用して頂けたらと思うんですけれども、何分町内にないことで、大変ご不便をかけているのは事実でございます。医療機関と相談しながら今後増やしていけるかどうか対応を考えてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

やはり病児保育は必要だと思っております。やはり、共稼ぎで働いておりますと、子どもの方から、預かる側から、発熱が37度以上出ましたから、迎えに来て下さいと言う風な要望があつて帰る親の気持ちは、切実な気持ちがあると思います。今日は高齢化問題の介護予防問題と、それから子育て支援のことを二つ質問してまいりましたが、やはり本町が抱えている課題として、高齢化率っていうのはどんど

ん上がってまいります。また、子育て世代、子どもの数も非常に減少しているのが現状でございます。この問題を一気に解決することは非常に難しいんですが、本町がどのように取り組むかという姿勢が、町民には1番答えるのじゃないかと思っております。今後とも、この施策を、どうしても対応の方ですね、切実にお願いしたいと思っております。これにて、10番、古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番、古川 幸義 議員の質問を終わります。

次に4番、藪内 真由美 君。

議員（藪内 真由美）

4番、藪内 真由美でございます。新人ですので、至らない点多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願い致します。

令和5年3月定例会議会におきまして、次の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、町指定のごみ袋の改善について、2点目は、合田邸の今後についてです。初めに、1点目のごみ袋の改善についてでございます。本町の家庭廃棄物のごみ袋制度は、平成10年7月頃から始まり、25年近く住民の皆様にも定着、理解を頂き進められています。ごみ集積場付近でのカラスのツツキも減少したこと、収集作業の方も手早く積込みのできることなどにも効果があると思っております。最近、子育て中の方や高齢者の方から、こういう話を耳にしました。子育て中の方からは、子どもを抱えてごみを出すとき、ごみ袋の（大）には取っ手が無いので、手に提げて出せない。高齢者の方からは、大の袋を結ぶときに、力が入らず、うまく結びないなどの声を耳にしました。現在、多度津町指定の可燃ごみ袋には（大）（中）（小）の3種類あります。（中）（小）の袋には取っ手がありますが、ごみ袋の（大）には取っ手がありません。近隣の市町の状況をお聞きしますと、取っ手付きのごみ袋となっているようです。そこで、お尋ね致します。指定ごみ袋大も取っ手仕様にすることは出来ませんかでしょうか。よろしくお願い致します。

住民環境課長（石井 克典）

藪内議員の指定ごみ袋代大も取っ手仕様にする事の可否についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町におけるごみの有料化につきましては、持続的な循環型社会構築をするため、ごみの排出者の皆様から、ごみの収集や処分に要する費用の一部を手数料として負担を求めるものであり、ごみの減量化、リサイクルの推進、並びに負担の公平性などを目的として、平成10年7月に導入致しました。現在、本町のごみの指定袋は可燃の（大）（中）（小）の3種類と不燃の（大）（小）の2種類、合計5種類でございます。藪内議員ご指摘のとおり、（中）や（小）の指定袋には取っ手がありますが、（大）の指定袋には取っ手がございません。（大）の指定袋について取っ手付きにする事は、製造上可能ではございますが、当時、ごみ

の有料化に伴う指定袋の導入に当たり、住民負担をできるだけ少なくする目的で、(大)の袋はできるだけ多くごみが入られる現状のものを採用したようでございます。また、以前にも同様の要望があり、多度津町ごみ減量化推進委員会にてご意見を伺ったことがございます。当委員会でのご意見と致しましては、指定ごみ袋の(大)の取っ手の要望や取っ手付きとなしの両方を販売して選択制にして欲しいなどがございましたが、選択制は生産コストなどを考えると本町の規模では値上げをしなければならないこともあり、取っ手付きか無しかで、ご意見を伺ったところ、大半の委員の方々が少しでも多く入る現状の方が良いとのことでございました。現在、本町の指定袋(大)では、約45ℓの容量でございますが、取っ手付きにした場合、入れることのできるごみの容量が2割ほど少なくなり、取っ手を作るために、現状の45ℓサイズよりも大きな袋のサイズのことをカットして作るため、コスト的にも高くなるため、現在の取っ手なしでの運用となっております。今後も住民の方からのご意見や要望につきましては検討し、改善が可能なものにつきましては、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議員(藪内 真由美)

現在、指定ごみ袋の値段は、(大)1枚40円、(中)1枚30円、(小)1枚20円となっております。取っ手を付けることで制作費用が高くなるとのことでしたが、お幾ら位になるのか。よろしくお願い致します。

住民環境課長(石井 克典)

藪内議員の指定ごみ袋(大)の取っ手を付けることによる販売金額がどれ位になるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。制作費用につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、取っ手を作るためには現状の45ℓサイズのものより、大きなサイズの袋をカットして作ることとなります。例えば60ℓサイズをカットして取っ手を作ることとなりますので、材料費の増だけではなく、取っ手を作るための工程などが増えるため、手間代も増えることとなります。また、新たに取っ手付きのごみ袋を作成する場合、原版の作成が必要となるため、製造業者より指定袋購入の際には単価が高くなると考えられます。ただ、具体的な単価につきましては、近年そういった資料等を提出頂いておりませんので、この場で金額が具体的にどうなるかという部分については、お答えすることが出来ませんが、以前、要望がございまして、製造する会社の方から簡単に概算を出して頂きたいという話をした時には、単価1枚当たりで2円以上増えるのではないかということをおっしゃったことがございますが、ここ近年、かなり原材料費が高騰していることもございますので、もっと実際は高くなるのではないかという風に思われます。以上、答弁とさせていただきます。

議員(藪内 真由美)

以前にもこういう意見があったのであれば、今も続いてあるということだと思います。そこで提案なんですが、住民の皆さんにも色々なお考えがあると思いますが、指定袋販売業者の方も在庫をお持ちの業者さんもあると思います。当分の間は取っ手なし取っ手ありの併用をしてはどうでしょうか。よろしくお願いします。

住民環境課長（石井 克典）

藪内議員の当分の間は、取っ手なし取っ手付きの併用にしてはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。先ほどの答弁にもありましたように、現在、本町では可燃ごみの指定袋3種類と不燃ごみの指定袋2種類、合わせて5種類の指定ごみ袋で運用をしております。令和3年度の小売店に販売した町指定ごみ袋の箱数につきましては、可燃ごみの指定袋（大）が約1,050箱。（中）が約470箱、（小）が約230箱で、（大）（中）（小）いずれも1箱500枚入りでございます。不燃ごみの指定袋（大）につきましては約250箱で、1箱250枚入りでございます。（小）が1箱500枚入りで約60箱ございました。藪内議員のご要望の指定袋（大）の取っ手付き、取っ手なしの併用となりますと可燃ごみ指定袋（大）は、年間、各500箱、不燃ごみの指定袋（大）につきましては、年間、各約120箱と発注量が少なくなることにより、現在の指定袋の購入単価が上がるだけでなく、取っ手付きの指定袋の購入価格はさらに高くなることから、取っ手なし取っ手付きの併用販売は、値上げを避けられないと思われまますので、結びにくいなど取っ手付きの仕様を希望される方は、指定袋の（中）及び（小）をお使い頂ければと思います。しかしながら、取っ手付きのごみ袋の指定袋の要望があることにつきましては把握しておりますので、今後も住民の要望に対応できる方法がないか研究してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁有難うございます。容量やコストのことを考えますと、とても悩ましいのですが、値段が1枚2円以上ということで、その数円に町が負担をして頂けるか否かなど、今後、どうぞ取っ手付きを希望している方々のためにも検討をできるだけ早期にお願いできればと思います。よろしくご考察をお願い致します。

次に、2点目の合田邸などの今後についてでございます。私は、これまで何回か議会の傍聴させて頂きました。その折、費用対効果という言葉や財政状況は厳しい。財政事情は全国ワースト4位などの言葉を耳にすることがありました。本町は現在、町役場周辺対策が忙しく整備がなされています。町の活性化のためには、急がれることと住民の方も願っていることと言えます。町の活性化のため、町長は本町界隈の整備、修復を進めておられますが、これから本町界隈の整備をどのように進めていくお考えなのでしょう。そのことによる来客数について、どの程度の増加を期待しておられるのでしょうか。町長の言われる費用対効果のことを考えるとき、その費用は整備費、修復費も加えた額となるのでしょうか。その効果は来客数



による経済効果などと考えることも出来ます。合田邸などの整備を推し進め、来客数の増加による経済効果が目を見張るものになるとは、考えにくいように思われます。そこで、お尋ね致します。合田邸を含め、本町界隈の町並みの保存は、今後どのように進めるお考えなのでしょうか。また、町並みの保存は、最終的には何を目的にされているのでしょうか。ご答弁をお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

藪内議員の合田邸を含めた本町界隈の街並みの保存の進め方及び街並み保存の最終的な目的についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員もご承知のとおり、多度津は、古くから港を中心とした海上と陸上交通の要衝地として発展してきたまちです。江戸時代後期以降は金毘羅参詣の玄関口として、また、北前船の寄港地として栄え、その後、鉄道・銀行・電力等の近代産業が次々と多度津の地で興り、近代化の先進地となりました。そのような時代背景の中、本町の指定有形文化財である「旧合田家住宅（島屋）」が残る多度津町本町の地区、現在の本通地区には、多度津が繁栄した歴史を色濃く示す伝統的な町並みが高い文化財的価値を保って残されており、優れた歴史的風致を形成しています。先人が築き、守り伝えてきた本町でしか見られない。本町でしか感じるできない本物の歴史的建造物等を保存し、また、地方創生に資するように活用していくためにも本通地区については国の重要伝統的建造物群保存地区、いわゆる重伝建に選定されるよう、住民の方々のご理解も得ながら、民間の方々と共に必要な取組を進めてまいりたいと考えております。なお、本通地区が重伝建地区へと選定されれば、それを一つの突破口として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」いわゆる「歴史まちづくり法」の活用へと繋げ、本町全域において歴史を活かしたまちづくりが行えるようにしていきたいと考えており、それぞれの地域にある本町の誇りともいえる魅力ある歴史、伝統、文化、産業、自然、人々の営み等の地域資源を活用しながら、少子高齢化、人口減少等の様々な社会的課題の解決を図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

町長、ご答弁有難うございます。次の質問です。来客数は今後、どの程度増加すると予測しておられますか。また、経済効果はどのようになると予測しておられますか。よろしく申し上げます。

政策観光課長（土井 真誠）

藪内議員の今後の来客数及び経済効果の予測についてのご質問に答弁をさせていただきます。合田邸につきましては、令和2年度・3年度の2年間、地元自治会やまちづくり団体などの民間の方々を軸とする「合田邸の保全・活用に向けた検討委員会」を開催し、保全活用についての検討を重ね、令和3年度末に事業名称が「合田邸 帆かけプロジェクト」、スローガンが「合田邸を、この街の帆柱に」とし

て、合田邸の保全・活用案が同委員会から町へ提出されました。しかしながら、現時点では本町の財政状況等を鑑み、まずは、町の責務であります「町指定文化財としての価値」を保全するため、令和4年12月に「中長期的な緊急保全計画」を策定し、保全事業に取り組んでいる段階でございます。そのため、現時点では、検討委員会より提案頂いた内容の具体的な整備方針やそれに伴う「今後の来客数及び経済効果の予測」の検討には至っておりません。実際に活用に向けた具体的な整備方針の検討を進める際には、合田邸の整備費用や継続的に必要となる維持管理費など短期的・長期的に必要な費用を推計し、その費用に対する経済効果がどの程度あるのかを十分に検証した上で、議員の皆様をはじめ住民の方々にお示しすべきであると考えております。また、活用に係る効果につきましては、来客数の増加や経済効果の面のみならず、人通りが出来ることで町に賑わいが創出される。商売をする方に空き家を活用頂くことで空き家を減らす。夜に明かりが灯ることで防犯に繋がるといった数値に現れない効果も大切な成果として挙がってくるものと考えております。加えて、合田邸などをきっかけに町内外の方々に本通地区の様々な魅力を広く発信することができ、住民の皆様にも地域の歴史を広く知って頂くことで町に対する誇りや愛着、いわゆるシビックプライドの醸成にも繋がっていくなど合田邸を含めた本通地区の町並みの保全を通じ、費用対効果という観点だけでは表すことの出来ない有形、無形の成果も多く出てくるものと考えております。また、本通地区の活性化を契機として、多度津町全体で歴史・文化を活かしたまちづくりを推進することで、町全体の活性化に繋がるものと考えておりますので、まずは、合田邸を含めた本通地区の町並みの保全を推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

有難うございます。財政事情は全国ワースト4位という大変厳しい財政の中、通常の住民サービスが低下することはありませんでしょうか。例えば、福祉の見直しや使用料、手数料などの値上げなどが無いのかとは思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

総務課長（泉 知典）

藪内議員の合田邸に係る整備費用の捻出が住民サービスの低下に繋がることへの懸念についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご指摘のとおり、令和3年度決算におきまして将来負担比率は182.4%まで大きく上昇し、全国ワースト4位となりましたが、財政健全化法においては、財政健全化計画を策定し、自主的に財政の健全化を図るよう求められる「早期健全化基準」は、350%でありますので、182.4%という本町の比率は、まずは健全段階ということになります。また、この数値の上昇は、平成26年度以降、中学校改築や消防庁舎、防災行政無線、緊急避難路や小学校の空調設備改修、庁舎及び地域交流センター建設など防災対策を中心と

した大規模普通建設事業を継続して実施してきたことによる町債残高の増加が主な要因であります。昨年12月に策定しました「中期財政計画（令和5年度～令和9年度）」では、現時点で計画期間内に将来負担比率は200%を超えることはなく、令和5年度以降、大規模な普通建設事業を行わないことで、町債の新規発行を抑制し、町債残高の減少等により数値の改善を目指すこととしております。このような財政状況の中で、合田邸整備に限らず、新規事業を行う場合は、財政への影響度を見極めた上で優先順位を付け、既存事業の見直し等により財源を確保するなど、より慎重に実施することとして、財源不足のみを理由として安易に手数料・使用料の値上げや住民サービスの見直し等を行うことのないよう、健全な財政運営を維持できる範囲内で事業を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁有難うございます。再質問です。古い建物なので保全としてもかなり難しいかと思われませんが、中長期的保存計画といえども、ある程度の見通しは気になるところかと思われまます。分かっている範囲で構いませんので、お示し頂けないでしょうか。よろしくお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

藪内議員の再質問に答弁をさせていただきます。旧合田家住宅の緊急保全計画につきましては、令和3年度合田邸の保全活用に向けた検討委員会結果報告につきまして、令和2年度、3年度に地元の自治会様や合田邸ファンクラブ様を初めとした町内の団体より、ご推薦頂いた委員の方々に文化財及び建築に関する高い専門知識と経験を有しております建築設計事務所にコーディネートの方を委託致しまして、委員の方々に対しまして、専門的な知識やノウハウを基にした助言を頂きながら検討会を開催し、合田邸の保全活用に向けた検討の方を行って頂きました。その委員会の中では合田邸に係る検討のみならず、今後、合田邸を拠点とした本町全体の活性化や重伝建の保存地区認定に向けた活動に向けて、委員の方々が一緒に取り組んで頂けるよう、他地域の事例紹介や視察、専門家の方々をお呼びした勉強会等も実施しております。その中では大きく三つの点について結果を頂いておりまして、一つ目が先ほどの答弁をさせて頂きました事業名称及びスローガンが出ております。こちらのスローガンについては、多度津町の歴史・文化の重なりを伝える合田邸が、この町の帆柱となり、町の推進力となるようにとの思いが込められております。2点目につきましては、保全につきましてでございます。合田邸は伝統的町並みが残る本通の中でも歴史的・文化的な価値のある建造物であり、合田邸の歴史的価値を残しながら保全していくという共通認識の基に、活用に関する検討の方が進められておりました。活用につきましては、交流、にぎわい創出、地域活性化の三つのテーマを整備した活用案の方が提出されております。こういった合田邸の保存活用に

ついでに結論の方は検討委員会の方から提出頂いておりますが、この点の活用につきましては、まだ整備方針等が定まっておきませんので、今後、整備に掛かる費用等は算出していくことになろうと思ひます。また先ほどご質問のごきました中期保全計画につきましては、合田邸につきましては町の指定文化財ということもごきいますので、町が保存をしていくということが必要な建物でございします。合田邸は、明治中期から昭和初期にかけて建築されておきまして、現在、老朽化の方が進んでおきます。そういった老朽化が顕在化してきておきますので、文化財の文化財としての価値を保全するための工事を早急に行う必要がある状況になってございします。こちらの方の事業費につきましては、約6,500万円ほどの保全に掛かる経費が必要ということと算出されておきます。こちらの方につきましては、現在、合田邸の基金の方も作っておきまして、企業版ふるさと納税であるとかガバメントクラウドファンディング等によりまして、その財源を確保しようとしておきるところでございします。ガバメントクラウドファンディングにつきましては、2月の末から開始致しておきますので、そちらの方でも資金の方を確保しようとしておきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪内 真由美）

答弁有難うございしました。私も合田邸ファンの1人として、歴史的・文化的にも素晴らしい建物を今後も見守りつつ、町全体の活性化に繋がることを願ひ、本日、私の一般質問とさせていただきます。以上です。有難うございしました。

議長（村井 勉）

これをもって4番、藪内 議員の質問は終わります。  
ここで暫時休憩致しします。再開を10時55分に致しします。  
よろしくお願ひ致しします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致しします。

次に7番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございします。7番、中野 一郎でございします。  
よろしくお願ひしします。

それでは始めさせていただきます。次の3点について質問致しします。

まず、1点目が消費者保護・特殊詐欺対策について、2点目がコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の在り方と今後の進め方について、3点目がロコモティ

ブ症候群（ロコモティブシンドローム）対策について、以上3点についてお伺いします。

まず、1点目が消費者保護・特殊詐欺対策についてです。町長は、令和5年度施政方針の中で「消費者行政の取組につきましては、県が設置する消費者安全確保地域協議会へ参加するとともに、関係機関と連携し、年々増加する特殊詐欺に対し、被害の未然防止のために啓発に努めてまいります。」と述べられています。そこで、悪質金融、催眠商法、いわゆる振り込め詐欺などの被害の実態と町の対策についてお伺いします。

最近、これらの詐欺・恐喝などの事件の多発と大きな被害が報じられています。香川県のみんなの県政 THE かがわの令和4年10月1日発行分にも「ひとごとじゃないで！特殊詐欺！1人当たり200万円の被害」県内で特殊詐欺の被害が増えています。去年の特殊詐欺の認知件数（認知（件数）とは、犯罪の発生を確認した件数に過ぎず、犯罪件数（発生件数）ではありません。これは48件で被害総額は約1億円。1人当たりの被害総額は200万円を超える高額となっています。本年上半期の認知件数は27件（暫定値）と、昨年より10件多く発生しており、待ったなしの危機的な状況です。この一般質問を提出した時はこれだったんですけども直近の情報があるよということで、去年の12月31日の四国新聞に特殊詐欺、県内で今月急増という新聞を頂きました。これが今の出ている分で最新の情報だと思うんで繋いでおきます。読ませて頂きます。今年の認知件数、これは令和4年の認知件数です。25日現在、これは12月25日現在ということですけども90件で被害額は約9,870万円。月別では12月が22件で最も多く、次いで11月14件、10月13件、10月以降の3か月弱で年間の半数超となったと。被害額は12月が約2,450万円最多だったと。12月の被害者22人の内訳は男性7人、女性15人、高齢者は19人で、全体に占める割合は86.4%、県警は複数の犯行グループが県内の高齢者を集中的に狙っていると見て捜査して、その一部を逮捕しているっていう風な記事が出ています。実際に逮捕者も出ているようです。こういう最新の記事がありましたのでお伝えします。続きますが、実際に県内で次のような手口が確認されてされています。まず、還付金詐欺なんですけれども、これは、町役場職員などになりました犯人から「保険料の払い戻しがあります。お振込みのため、お使いの金融機関を教えてください」という電話があり、その後、金融機関の職員になりました犯人からの電話でATMへ誘導され、言葉巧みにATMを操作させられて、お金をだまし取られるという手口です。口座番号や暗証番号を教えると、知らない間にネットバンキングを不正開設され、犯人側の口座に送金させられる恐れもあります。二つ目が架空料金請求詐欺（名義貸し名目の詐欺という風にも言われています。）建設会社やハウスメーカーになりました犯人から「新しく高齢者施設を建設するが、あなたに入居権が当たったと。入居しないなら他の人に権利を譲るので、あな

たの名義を貸して欲しい」という電話があり、承諾すると数日後に弁護士や警察官になりすました犯人から「名義貸しは違法」「辞退するにはお金がかかる」「解決金が必要」などと言われ、振り込みや送金を指示されて、お金をだましとられる手口です。

私の家にも以前、母親が亡くなる前に、「くつつ詐欺」（靴を口実にした詐欺）の電話がありました。どういう電話かというところ「家にいらなくなった靴はありませんかと聞かれ、母親が有るといって今から靴を見に行くという話でした。家の外に靴を出しておくと言うと、家に見に行くからそのままにしておいてということでした」ちょうどその日、私が休暇を取っていて休みで一日家に居たのですが、その詐欺は結局、家に来ませんでした。ネットで調べてみると「くつつ詐欺」は、2人で来て家に入り、1人が家のお年寄りと一緒に靴を見ている間に、もう1人が家に入り込んで金目の物を盗って帰るといって手口だと書かれていました。近所でもそういう電話がかかってきたことがあるという話を聞きました。

特殊詐欺は手口も複雑・巧妙・悪質化しており、被害者は、お年寄り、家庭の主婦などをはじめとして、その範囲も広がっています。

豊原地区の南鴨、北鴨、葛原地区でも詐欺事案（疑い案件含む）が最近発生して、警察から注意喚起の電話が各家庭にも入っています。

そのような中、私は、地域安全推進員として丸亀警察署長より委嘱を受けて、毎月15日の年金支給日にマックスバリュのATMコーナーの前で、チラシやグッズ等を訪れた人に配布する防犯啓蒙活動を行っています。（令和4年12月15日の北鴨のザ・ビッグ多度津店のATMコーナーの前で多度津幼稚園の園児と共に行ったキャンペーンの様子がこの写真です。）園児が配るとグッズはすぐになくなりました。

そこで、これらの犯罪について、町内における被害の発生があるのかどうか、また、被害防止対策について多度津町としてどのような対策をとられているか等について次の4点についてお伺いします。

まず、第1点目に多度津町で発生した特殊詐欺の事例についてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の多度津町で発生した特殊詐欺の事例についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご質問の多度津町で発生した特殊詐欺の事例について、丸亀警察署に問い合わせを致しましたところ、個別の事例については個人情報保護の観点から公表ができないとのことでしたが、被害の未然防止となった事例について簡単ではありますが申し上げます。まず、有料サイトを閲覧した際の料金が未納だという内容で、携帯電話に電話を掛けさせ、現金を振り込ます手口です。これは架空請求であるにも拘わらず不安になり、金融機関で現金数百万円を出金しようとした際、職員の方が不審に思い、出金理由などを尋ね、その態度にも違和感があったため警察

に通報し、未然防止に繋がったものです。他にはパソコンを使用中に突然画面がフリーズし、サポートセンターの問合せ先等のメッセージが表示され、そのメッセージ内の電話番号に電話を掛けさせ、コンピュータウイルス削除の名目で電子マネーでの支払いを要求する手口です。このケースにおいてもコンビニエンスストアで電子マネーカードを購入しようとした際、店員の方の機転で購入理由を聞くなどの声掛けで説得し、警察に通報して未然防止に繋がったものです。いずれも金融機関や店舗で接客する方々の第三者の機転により被害の未然防止となったものです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に特殊詐欺の認知件数についてお伺いします。最近3年位の丸亀署管内の数値をお願いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の丸亀署管内における過去3年位の特殊詐欺の認知件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご質問の特殊詐欺の認知件数についても丸亀警察署に問い合わせたところ、令和2年の特殊詐欺被害の認知件数は11件、被害額は約600万円、令和3年の認知件数は8件、被害額は約1,800万円、令和4年の認知件数は17件、被害額は約2,200万円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に被害防止対策として多度津町としてどのような対策をとられているかお伺いします。監視カメラの自治会補助のことも併せてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の多度津町としてどのような被害防止対策をとられているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、特殊詐欺被害の認知件数、被害額は増加傾向にあり、大変憂慮すべきことと認識しております。本町としましては、多度津交番地域安全推進委員協議会が年6回程実施しています「特殊詐欺被害防止キャンペーン」と連携し、商業施設やキャッシュコーナー等において、買い物客やATM利用者などへ啓発チラシ・グッズの配布、注意喚起の声掛けなどの啓発運動をはじめ、各地区公民館などに啓発ポスターの掲示やチラシの配布、さらには自治会や老人会など各種団体から要望があれば、防犯教室を開催するなど今後も幅広い周知啓発に努め、防犯意識の向上を図ってまいります。なお、県警察本部では「香川県警察特殊詐欺対策本部」が設置されており、特殊詐欺事件の犯人検挙に繋がる情報や被害防止のための情報を求めていますので、情報提供専用メールや電話にて情報提供して頂きたいと思っております。また、本町では自治会等が地域の防犯活動のために防犯カメラを設置する場合に「多度津町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で防犯カメラシステム1か所につき、10万円を上限に設置費用を補助する事業があります。補助の対象には「香川県警察防犯カメ

ラ設置促進事業」による補助金の交付決定を受けていることや設置する地域の合意形成があるかなど、いくつかの条件を満たす必要がありますが、地域の防犯活動にご活用頂きたいと思っております。今後とも警察や県、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会、消費者保護を担う関係機関と連携を密に啓発活動を展開し、町民の皆様一人ひとりの防犯意識が高まり、ひいては特殊詐欺などの被害の未然防止や被害軽減に繋がるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

1 番目の質問の最後ですけれども高齢者を対象とする特殊詐欺被害が発生していることから、被害の未然防止を図るため、65 歳以上の高齢者が特殊詐欺対策電話機などを購入する際の費用の一部の助成について、検討して頂けるか町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の高齢者が特殊詐欺対策電話機等を購入する際の費用の一部助成についてのご質問に答弁をさせていただきます。近年、特に高齢者を狙った特殊詐欺被害が全国的に報告されております。オレオレ詐欺や預貯金詐欺、還付金詐欺など様々な手口がありますが、犯人が被害者に電話をかけるなどして、対面することなく、警察官や弁護士、行政職員などを装って信頼させ、預金やキャッシュカードなどを騙しとる非常に悪質で巧妙化した犯罪事件を報道等で散見致します。これらの特殊詐欺からの被害防止対策の一つに県警察本部が実施している振り込め詐欺撃退装置を貸し出す事業があります。これは撃退装置を自宅に設置し、犯人が電話をかけると呼出し音が鳴る前に会話内容を自動録音する旨の警告メッセージを伝えるため、犯人が録音を嫌い、電話を切る可能性が高くなります。万が一、電話に出てしまっても同様に会話内容が自動録音されます。この撃退装置を設置することにより、犯人は、この家は防犯意識が高いと思わせる効果もあると考えます。撃退装置の貸出し条件は、原則県内に居住する 65 歳以上の方が対象で、貸出し日から 6 か月間、借りられ、期間終了後は貸出し警察署に返納となります。この撃退装置の貸出しを希望する場合は、最寄りの警察署の生活安全課または係、または県警察本部生活安全企画課の窓口申請書を提出して頂きます。貸出した方へのアンケート調査結果では、撃退装置を設置してから被害に遭っていない、不審電話や迷惑電話が減った。特殊詐欺などへの不安が減ったなど多くの方が抑止効果等を実感されており、被害防止対策の一つとして、導入をご検討頂きたいと考えております。また、この撃退装置と同じような装置をホームセンターや家電量販店、インターネット等でも販売されており、装置の性能にもよりますが、7,000 円から 2 万円程度で購入出来ます。議員ご質問の特殊詐欺対策電話機等の購入費用の一部助成については、現在、県警察本部が実施している振り込め詐欺撃退装置の貸出し事業があることや個人でも比較的購入しやすい各価格帯であることなどを踏まえ、今後、助成するかどうかにつ



きましては、特殊詐欺犯罪等を注視しつつ、他の自治体の動向や本町の厳しい財政状況を考慮し、検討してまいりたいと考えております。町民の皆様方には、特殊詐欺などで少しでも不安を感じたら、警察総合相談窓口、「#9110」や消費者ホットライン「188（いやや）」または丸亀警察署等に迷うことなく、ご相談頂きたいと考えております。いずれにしましても、ますます悪質で巧妙化する特殊詐欺などから町民の皆様が被害に遭うことのないよう、引き続き、関係機関と連携し、被害の未然防止、被害の軽減に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。特殊詐欺のターゲットは高齢者であって、一人暮らしの人が多いです。安全安心なまちづくりを進めていくため、地域みんなが詐欺に遭わないまちづくりをしていかなければならないと思っています。私も地域安全推進員として、啓蒙活動を今後も行っていきますので、町でも色んな形で今後も防犯活動を行って頂きますよう、よろしくお願い致します。

次に二つ目の質問に入らせて頂きます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の在り方と今後の進め方についてお伺いします。

学校運営の状況が保護者や地域住民等に分かりにくく、学校の閉鎖性や画一性などの指摘がある中、時代の変化に応じて、保護者や地域住民等から学校教育に対する多様かつ高度な要請や開かれた学校運営を求める声が寄せられるようになってきていること等を背景として、平成 16 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正されて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。これは、平成 12 年の学校評議員制度による学校と地域の連携を更に一段階進めて、地域の力を学校運営そのものに生かす発想からくるものです。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、保護者や地域住民の側に自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識の高まりを的確に受け止め、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる仕組みとして意義を持っています。国は制度導入後、学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと呼び、第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月閣議決定）において、コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の 1 割に拡大することを成果目標と定めて、その設置促進を図ってきました。コミュニティ・スクールのメリットやデメリットには次のようなことがあります。

まず、1 点目で地域側がコミュニティ・スクールを導入するメリットとしては、地域の困りごとや課題に対してしっかり把握・対応してもらえる。将来を見据えた大きな課題解決や予算の確保などの可能性がある。意見をすると無視をできず、断る場合は説明責任を求めることができる。特色ある学校にするために教職員の任用に

も拘れる。地域全体の交流や協力意識が深まる可能性がある。子供たちが自分たちの住む地域を好きになってくれる。挨拶がしあえる、防犯性が高いまちづくりに繋がる。

次に学校側がコミュニティ・スクールを導入するメリットとしては、学校の課題や現状を理解してもらえ、学校運営に対して、より良い案や策を一緒に考えてもらえる。教職員以外の人脈が増え、学校支援ボランティア活動が活性化。地域の将来を見据えた学校運営を行える。子どもたちの社会力が増す。

一方、コミュニティ・スクールのデメリットもあります。定時後の会議になる可能性が高い。これは職員側のことですけども。コーディネーター役を先生が行うと負担が大きくなるし、うまく行かない。地域の権限が大きすぎる可能性がある。コミュニティ・スクール設置自体に壁がある。報酬が出ない、若しくは安い可能性がある。関わる人の意欲に大きく左右される。成果が出るまで非常に長い年月がかかる。以上のようなメリットやデメリットがあるなか、本町では現在、多度津中学校にのみコミュニティ・スクールが設置されております。

そこで、次の3点について教育長に質問させていただきます。まず、1点目で多度津中学校に導入されているコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）のメンバーと協議内容や今までの成果についてお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の多度津中学校に導入されているコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）のメンバーと協議内容や今までの成果についてのご質問に答弁をさせていただきます。まず、メンバーにつきましては、過去にPTAの役員をしていた方や教育委員をしていた方、現PTA会長を含む13名の方々に委嘱しています。次に協議内容は主に学校課題や学校運営の在り方についてであり、例えば曜日で固定をしない日課への変更やコロナ禍における学校行事の持ち方、制服の在り方などにつきまして協議を行っております。最後に今までの成果につきましては、学校運営協議会委員が主体的に学校運営に関わることで、地域住民に学校の取組について情報が伝わり、信頼関係が強化されたこと。学校運営に関する情報をオープンにして委員に話すため、教職員とは異なる視点から課題を明らかにすることができるのと同時に課題解決の取組の優先順位をつけることが促進されたことなどがあります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に多度津中学校におけるコミュニティ・スクールの課題は何ですか、お伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の多度津中学校に導入されているコミュニティ・スクールの課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。課題につきましては、地域学校協働本部が未

設置であり、活動を推進するコーディネーターが配置されていないことがあります。加えて、現在の取組が地域の有志によるボランティア的な活動であるために日常的な関わりや継続的な関わりが難しいということがあります。

そのほか、子育て世代等の若年関係者等を運営協議会委員として巻き込んでいくこと、地域の各種団体や機関と連携を深めていくこと、資料作成や協議会設定等による教職員の負担感がややあることが課題と考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

このコミュニティ・スクール、これを今、多度津中学校だけですけれども町内の全ての学校に拡大してはどうかと考えますが、教育長の考えをお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の町内の全ての学校にコミュニティ・スクールを拡大してはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、町内の小学校においては、地域住民の学校運営に関し、ご意見を頂くために議員がご説明された学校評議員の制度を平成12年度より運用しております。学校評議員の制度を学校運営協議会の制度へ進めるためには、先程答弁をさせて頂いたとおり、地域住民の方々のご理解や教職員の負担感等の課題もございますので、各学校・地域の方々と相談しながら、各小学校において学校運営協議会を設置するかどうか考えていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。多度津中学校にあるコミュニティ・スクール、それから今から全ての小学校にコミュニティ・スクールを導入するにおいても色んな課題があるというのが分かりました。今後も学校と地域、みんなが力を合わせて地域とともにある学校づくりっていうのを私も支援していきますので、進めて行って頂ければと思います。よろしく申し上げます。有難うございました。

それでは、三つ目の最後の質問になりますけれども、ロコモティブ症候群（ロコモティブシンドローム）対策についてお伺いします。聞いたことない言葉かも知れませんが、このロコモティブ症候群とは2007年に日本整形外科学会が提唱した概念であり、年齢を重ねることによって筋力が低下したり、関節や脊椎などの病気を発症したりすることで運動器の機能が低下し、立ったり歩いたりといった移動機能が低下した状態を指します。フレイルとは似ていますが、少し異なっています。フレイルについては、古川議員が何回か一般質問されています。今回も質問されています。それだけフレイル予防の重要性を古川議員が認識されていることだと思えます。このロコモティブ症候群の原因は、骨折、変形性膝関節症、骨粗鬆症、関節リウマチなどや老化による筋力や持久力の低下などが原因で起こるとされています。これらの疾患等の痛みのために関節が動かし難くなり、運動不足になってしまいま

す。さらに、運動不足が進むと筋力やバランス能力の低下を引き起こして、やがて自宅でほとんど過ごすようになり、閉じこもり状態になってしまいます。そして、歩行はもちろんのこと、衣服の脱着、トイレ、入浴など日常生活ができ難くなり、要介護支援というのが必要になってきます。このロコモティブ症候群は新国民病といっても過言ではないのですが、まだまだ周知されていなくて、メタボの認知度が90%に対して、ロコモの認知度は17%で大変低い数値になっております。政府はそういう状況に鑑み、健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）の中で、ロコモティブシンドロームを認知している国民の割合を80%に高めるという目標値を設定しています。人間にしかできない直立二足歩行を生涯にわたって維持し、元気で歩けること。即ち要介護状態にできるだけならないで長寿を喜べるようになり、運動器の機能低下をさせずに維持することが大切です。先行しているメタボリックシンドロームの概念と新しく提唱されているロコモティブシンドロームの概念が一つの指針に繋がり、一体化すれば、その効果はさらに上がり、超高齢化社会に向かって元気で楽しく過ごせることと思います。介護を前提にした予防対策ではなくて、運動機能の維持・向上が健康寿命の延伸対策に大変重要ではないでしょうか。

私は今、「ながら筋トレ」をしています。「ながら筋トレ」とは、何かをしながら筋トレをするということで、その一つが、今、私がやってるのが、歯磨きしながらスクワットをすることで、歯磨きスクワットです。私のようにジムにわざわざ行かなくても、何かのついでに筋トレすることで筋肉の維持・強化を図ることができると思います。そこで次の3点についてお伺いします。

まず、1点目で、町では運動機能の維持・向上が健康寿命の延伸対策としてのロコモティブ症候群対策をどう認識しているかお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員のロコモティブ症候群対策に対する町の認識についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町におきましては、現在、平成28年度に策定した「多度津町第2次健康増進計画及び第2次食育推進計画」である「たどつきいき健康プラン」に基づき、町民の健康づくりと食育推進を進めております。この計画の基本理念は、「のばせ健康寿命！つかめ健幸生活！」であり、身体活動・運動の項目において、行政による支援としてロコモティブ症候群の周知と予防の啓発を行うこととしております。また、例年10月に開催しております健康フェスタのスローガンにもこの基本理念を掲げ、町民の健康寿命の延伸に取り組んでまいりました。議員おっしゃるとおり、健康寿命の延伸には運動機能の維持・向上が大切であり、その最も有効な対策がロコモティブ症候群の予防であるため、今後も各種健康セミナーや運動教室等で周知啓発を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、広報等でロコモティブ症候群とはどういうものかというのを掲示（説明）

して頂けるかお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員のロコモティブ症候の広報等に掲載することについてのご質問に答弁をさせていただきます。広報におけるロコモティブ症候群に関する記事につきましては、平成27年1月号から4月号にかけて、保健だよりのページの中で、健康マメ知識としてのロコモティブ症候群についての紹介を4回シリーズで掲載しております。また、翌28年の2月号、3月号及び4月号においても再び原因や対策について掲載しております。しかしながら、それ以降、ロコモティブ症候群についての記事は掲載しておりませんので、機会をみて特集記事を掲載させていただきます。また、町ホームページでも健康増進に関するページから県のホームページで紹介している記事がご覧頂けるようになっておりますので、ご参考になさって下さい。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

このロコモティブ症候群、シンドロームなんですけど、この今後の取組、対策、考え方、認知目標などを設定して取り組む予定はあるか、お伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の今後の取組、対策、考え方及び認知目標を設定して取り組む予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。先ほど答弁させて頂いたように、現在「第2次多度津いきいきプラン」に基づき健康増進事業に取り組んでおります。本計画の策定期間の終期は令和7年度となっており、分野ごとに目標値を設定しております。ロコモティブ症候群の認知度につきましては、15歳以上の青年期、壮年期、中年期、高年期について30%以上を目標としております。なお、現在の認知度ですが、令和2年度の間見直し時の結果では、青年期10.9%、壮年期19.8%、中年期24.8%、高年期16.4%でございました。今後も認知度向上に努めるとともに、効果的な予防である「運動」を習慣化するため、各種健康教室、セミナーの開催や健康づくり推進団体等と連携協力しながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。このロコモティブシンドローム、症候群ですね。この質問の締めくくりの話として、ちょっと先に関連するメタボリックシンドロームの話を見せてもらいたいんですが、日本のメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群、その該当者は約960万人。予備軍の人は約980万人、合わせると約1,940万人と推定されており、40歳から74歳の男性2人、女性5人に1人に当たります。私も以前はメタボリックシンドローム、通称メタボでした。これウエスト90センチ以上だったんですけれども、そのあと特定健診ってのを受けて、保健指導というのを初めて受けました。その指導内容を実行してから、ウエスト90センチ以上が今

84センチまで下がっています。で、メタボを解消することが出来ました。このメタボリックシンドロームになると動脈硬化が促進され、心筋梗塞や脳梗塞などの命に関わる病気を併発するリスクが高くなる上、肥満によって膝や腰への負担が大きくなり、ロコモティブシンドロームの原因になります。つまり、メタボとロコモが繋がっているという。反対に極端なダイエットや低栄養でやせ過ぎていても骨粗鬆症やサルコペニア、これは筋肉減弱症にあって、これもロコモティブシンドロームに繋がっていきます。ですので、この辺りのことを踏まえて、メタボとロコモが繋がっているんやと。メタボも大事やけど、いずれはロコモになるよっていうことを踏まえて、町民の予防・啓蒙も行って頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。以上で、私の質問は終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって7番、中野 一郎 議員の質問を終わります。

これより昼食休憩をとります。再開は1時でお願い致したいと思ひます。

よろしくお願ひ致します。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時0分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に13番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。一般質問させていただきます。

質問は3項目あります。一問一答方式でお願い致します。

1点目、多度津町公害防止条例について。

2点目、旧（庁舎、福祉センター、給食センター）などの廃施設の今後の方針や計画について。

3点目、いま求められている福祉タクシーについて。以上でございます。

それでは質問に入ります。1点目の多度津町公害防止条例についてであります。生活環境被害について町民の皆さんから私の方に相談に来られることが多くなってきたように思ひます。町にも相談をさせて頂いておひます。今後も多くの環境被害が起きると思ひますので一般質問に取り上げました。この条例の内容を簡単に説明しますと第1条、目的は町民の健康で文化的な生活を維持すること。生活環境を保全すること。簡略でございます。第2条、基本理念は人間尊重、生活優先の精神を基調とし、健康で良好な環境を確保すること。第3条、公害、大気汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、ばい煙、粉塵、有毒ガスなど「生活環境被

害」であります。この条例は第29条までとなっております。そこで質問致します。  
今までに町民の方から相談の事例の内容をお聞きします。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員のご質問の今までに町民の方からの相談事例の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。多度津町公害防止条例の規制対象につきましては「公害を発生するおそれがある工場及び事業場であって規則で定める業種」であり、その工場等に設置される施設のうち、騒音、振動、ばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、廃液又は悪臭を発生又は排出する施設であって規則で定めるものを「指定施設」と規定し、「指定施設」を設置する工場等を「指定工場等」として、規制基準を設けております。過去には、当条例の規制基準に抵触するような粉じん等に関する苦情もございましたが、近年5年間の記録によると、該当の苦情はございません。例えば、コインランドリーや飲食店等は、この指定工場等には該当しないため規制の対象となっております。ただ、当条例で規制対象とされていない生活環境被害に関する相談は、住民環境課に多く寄せられております。令和3年度には大気汚染に関する相談が31件、騒音に関する相談が5件、悪臭に関する相談が4件、水質汚濁に関する相談が4件ございました。令和4年度は現時点で、大気汚染に関する相談が20件、騒音に関する相談が4件、悪臭に関する相談が1件、水質汚濁に関する相談が4件ございました。特に件数が多い大気汚染についてでございますが、これらは全て野焼きによる相談になります。こちらにつきまして事例を挙げさせていただきますと麦わらや剪定枝、家庭ごみを農地や自宅の庭先などで焼却し、これにより発生した煙が相談者の自宅に届くことにより生活環境被害を被ったといった相談が最も多い事例になります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。次に解決した内容の事例についてはどうなってるのか質問します。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員のご質問の解決した内容の事例についてのご質問に答弁をさせていただきます。生活環境被害に関する相談を受けた場合は、基本的に現場確認を行い、その発生地点と原因の特定を行い、法的根拠に基づいた各関係部署と連携した対応を行っております。先ほどの答弁で事例として挙げさせていただきました野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物の焼却は原則禁止されておりますので、現地に赴き、状況を確認した上で、違法行為にあれば法令根拠を説明した上で、消火及び町のルールに沿ったごみの処理を行うよう指導を行っております。ただ、野焼きにつきましては、農業、林業または漁業を営むため、やむを得ないものなど幾つかの例外規定がございますので、これに該当する野焼きであった場合は、原因者に近隣への生活環境に与える影響を軽微とするよう改善を依頼する形

で、再発防止に努めております。また、野焼きが農地で行われたものであれば、産業課の農地担当に、火災の恐れがあれば、消防職員とともに現場に向かい、指導等の対応を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問に移ります。課題や問題点につきまして伺います。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。近年は企業のコンプライアンス意識の向上により、多度津町公害防止条例の規制対象となる苦情は、先ほどの答弁でもご説明させていただきましたように、近年ではございません。その代わりに、一般家庭や規制対象とならない事業所を起因とした小規模な生活環境被害に関する相談が多く寄せられております。これらは指導を行う法的根拠がないため、お願いするといった形での解決を図ることしか出来ないことから、解決に至らない事例も散見されます。これらの事例につきましては、解決に至るよう何度も粘り強く足を運び、理解を頂くことが重要であると考えており、引き続き対応を続けてまいります。また、町広報やホームページを活用し、少しでも生活環境に関する問題の発生を未然に防止することを目的と致しまして、より一層啓発に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

質問で再質問という形にさせていただきます。先ほどの答弁の中で、過去には当条例の規制基準に抵触するような粉じんなどに関する苦情もありましたが、最近5年間の記録によりますと当該の該当する苦情はありません。ただ、当条例で規制対象とされていない生活環境被害に関する相談は、住民環境課に多く寄せられておりますとあります。その相談の中に、町内事業者に対する苦情の相談はなかったのでしょうか。他の産業課、また、建設課の方に職員の方に色々と私、相談を持ち掛けておりますので、相談がなかったのかということで質問させていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問に答弁致します。令和2年12月に町内事業所の業務用洗濯乾燥機からの廃棄ダストやそれに伴う騒音の相談をお受けしたことがございます。その際には、産業課が現場を確認し、事業者及び相談にこられた住民の方の双方から被害に係るヒアリングを実施致しました。その状況を確認した後、香川県中讃保健福祉事務所、いわゆる保健所でございますけれども、その保健所にご意見をお伺い致しました。保健所としては、当該事案については、その事業内容に係る規制がなく建物に対する基準もないことから、規制の対象とはなっておらず、指導の対象にはならないという風に考えているという回答を頂きました。その後、公害担当の住民環境課と情報の共有を図り、対応を協議致しました。町と致しましても、先ほど石井の方から答弁させていただきましたとおり、多度津町公害防止条例の規制の対象外の



事業所であったため、法的拘束力のある行政指導を行うことは出来ないと考えてございます。しかし、相談者の方の生活環境に被害があるということでございましたので、当該事業所の事業主に対して排気ダクトやそれに伴う騒音に対する対策をとるように要請を行いました。それに対して、事業所側からはすぐに多額の費用を掛けて対策を講ずることは難しいんですけれども、簡易的に粉じんが拡散することがないように対策をしますという回答を頂きました。そしてその後、事業者の方で排気ダクトに粉じん防止ネットを取り付けるなどの対策がとられてございます。一方、騒音につきましては多度津町公害防止条例及び騒音防止法の規制対象ではなく、また、施設の老朽化もなかったことから、主だった対策はとられておりません。この案件につきましても最終的な解決には至っていない状況にありますが、住民の方からの相談があれば、先ほどの答弁にもありましたとおり、解決に向けて相談者及び事業所双方の理解を得られるように対応を継続する必要があるという風に考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の最近の町民からの相談事例についてに答弁をさせていただきます。最近の建設課における公害等に関する相談については、工事等で残土置場として利用している土地周辺において、騒音、粉じんなどのご相談がございました。その後、担当職員により現地の確認を行い、前面道路、これは町道にあたります。土砂が広がっている状況等がございましたので、事業者に対して道路、水路等の清掃をお願いし、実施をして頂いております。以降、周辺的环境管理に配慮頂くよう、事業者に対しては指導を行い、今後とも道路管理者として道路の維持管理に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。こういう事例が、本当にここ2～3年のうちに私の方に相談、苦情という形で町にも相談させて頂いております。ますます増えてくるんじゃないかなという傾向を感じます。そして、町民の皆さんの文化的な生活、良好な環境を守ることは、やはり大切な町の責任だと思っております。確かに現場での対応、私も一緒に話の中に参加させて頂いております。本当に職員の皆さんには、ご苦勞をお掛けしておりますが、今後ともどうかよろしくお願いしたいと思います。それでは、次の質問に移らして頂きます。

2点目の質問でございます。旧（庁舎役場、福祉センター、給食センター）などの廃施設の今後の方針・計画について伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の廃施設の今後の方針・計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。旧町役場と総合福祉センターは、50年以上、町政の拠点や住民の皆様の交流の場として供用されておりましたが、令和4年6月をもって役目を終えました。2つの

施設とも経年により老朽化しているため、解体しなければなりません。施設周辺には多度津駅や幼稚園・小学校があり、多度津駅から本通地区や桃陵公園に至るまでにある立地を考えますと解体後の跡地は、今後も多度津町のまちづくりに寄与する可能性があるものと考えております。2つの施設の跡地は、大切な町の財産として利活用する方針の下、関係機関と十分に協議の上、財政状況も鑑みながら計画的に解体し、地域における公共の福祉の増進や地域社会への貢献等に繋がる活用方法を検討してまいります。

次に旧給食センター施設は、現在、子ども会活動の備品を保管する場所としてや旧合田家住宅の緊急保全工事に伴い、発生する資材の保管先として活用しております。今後の方針等につきましては、具体的には決定しておりませんが、将来、スポーツセンターの再編が必要となった際には、有効に活用しようと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

なぜ、2点目の質問であります。多くの町民の皆さんからは、やはり年数が経ち、環境の影響で徐々に廃施設が金属の腐食やコンクリートのひび割れ、危険ではないのか。旧役場は、多度津高校が購入すると聞いたことがあるが、その後どうなっているのか。また、使用してないとますます老朽化がひどく、倒壊の恐れが心配であり、見た目もマイナスイメージである。近隣の自治体の廃施設の状況を参考にすべきである。という色んなご意見を聞いております。そこで質問をまとめてさせていただきます。今後のどのような方針、計画なのか。町のお考え。そして多度津高校への売却について、その後の状況を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員ご質問の1点目につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたので、2点目の多度津高校への売却のその後の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。県教育委員会が実施してございました県立多度津高等学校の改築計画におきまして、旧町役場跡地の利用が検討されておりましたが、昨年9月に同委員会より、旧町役場跡地を利用しない方針になった旨の報告がありました。今後につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、地域における公共福祉の増進や地域社会への貢献等に繋がる活用を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問ということです。2点再質問させていただきます。今、答弁がありましたが、町役場を多度津高校売却については使用しないと。売却はしないという答弁だったんですけども、私だけではなく町民の皆さんが期待していることも多いと思いますので、その売却が出来ない。その利用出来ない理由は、何かあるんでしょうか。それともう1点目でございますが、先ほどの答弁の中にも地域における公共の福祉の

増進や地域社会の貢献等に繋がる活用方法を検討してまいりますと言われましたが、このことにつきまして、もう少し具体的にお考えがあれば、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。まず、多度津高校へ売却しないことの決定ということでありましたが、町の方はしたかったのですが、多度津高校、要するに香川県教育委員会の方の協議の中で、予算的に色んな実情に合わせて、売却というか購入をしないという風に、先方から言われたということでございます。町としましては、非常に早い決断をしなければならなかったのですが、香川県の方が昨年の9月の終わりまで待ってくれと非常に長く引き伸ばされたこともありまして、ちょっと回答というかそういうことが遅くなったという経緯でございます。2点目の今後の計画が具体性でないということなのですが、はっきり申しまして非常に今、何を造るかということは、町長も以前から色々と、例えば図書館であるとか、公民館を造るであるとか色んな考えがある中で、ここにまだ何を造るかということは、はっきり決まっておられません。多くの意見の中で、ここに公園を造ることがいいのか色んなことを考えております。まず、1番問題なのが、除却費用が非常に膨大に掛かる。何億円も掛かるということでございます。このお金を少しでも少なくすることも考えながら、次年度の中でも都市計画の中において検討委員会をすることも考えてございます。その中で何ができるかということ町職員一同考えていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね、今のところ漠然と跡地の活用ということは、質問する時点で、なかなか答弁は頂けないのかなという風には正直思ってたんですけども、今後色んなご意見を聞きながら、また出来るだけ町民の皆さんに活用出来るような形であればいいなという風に思っておりますので、またその点よろしくお願い致します。

それでは、3点目の質問を致します。3点目は、福祉タクシーについての質問であります。多様化する住民生活のニーズにおいて、高齢化率の増加、高齢者の運転免許証の自主返納時の受け皿、高齢者単独世帯の増加等、高齢者の移動手段としての福祉タクシーの拡充は交通弱者にとりまして重要な役割を担っています。

本町は平成26年4月1日から施行され、本町に移住する高齢者に対し、福祉タクシーを交付することによって外出の機会を増やすとともに経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的としています。平成26年開始、利用年齢が当初は80歳から福祉タクシーを利用、タクシー券10枚5,000円でした。その後、令和元年から利用年齢75歳からとなり、福祉タクシー券も10枚から20枚、1万円になりました。町民の多くの皆さんからは「福祉タクシーは大変に助かります。丸亀に通院していますが、往復するとタクシー券1万円はすぐになくなってしまいます。その上タクシー代が3月6日から値上げすると聞いており、出来ればタクシー券の枚数

を増やして頂けないでしょうか」「1万円分のタクシー券は有難いですが、年金生活なので通院の回数を減らしている」など厳しい現実も聞いております。

高齢者率の増加や社会状況など見直しを検討する期間が3年程度とも言われています。また、町長の施政方針に高齢者福祉タクシー事業は、多くの方に利用して頂けるよう普及啓発に努めてまいりますとあります。裏を返せば申請数と比べ実際利用率は少ないとも解釈出来るのではないのでしょうか。実際に利用者されている方はタクシー券の枚数を増やして頂きたいと切に願っております。交通手段のない交通弱者と言えます。家族構成や地域性などで、利用率に関係していると思われれます。そこで質問です。1点目ですが、令和元年から令和4年までの申請数、利用率、町が負担する金額を伺います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の令和元年から令和4年までの申請数、利用率、町が負担する金額についてのご質問に答弁をさせていただきます。令和元年度の申請者数は2,759名、利用率52.4%、利用料の金額は1,464万6,000円、令和2年度の申請者数は2,846名、利用率48.3%、利用料の金額は1,375万5,500円、令和3年度の申請者数は2,813名、利用率54.4%、利用料の金額は1,531万5,000円、令和4年度は1月末現在になりますが、申請者数2,859名、利用率42%、利用料の金額は1,200万1,500円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

2点目の質問です。福祉タクシーの利用者の皆さんの運行エリア、行き先とか目的を伺います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の福祉タクシー利用者の運行エリアについてのご質問に答弁をさせていただきます。高齢者福祉タクシー利用券には、利用区分のみ記入するようになっており、把握できる範囲では町内・丸亀市・善通寺市の医療機関や買い物と多度津駅を利用されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

3点目の質問です。今後の課題や問題点は、どんなものがありますでしょうか。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。コロナ禍において外出控え等が影響した時期もありましたが、利用率は増加傾向にあります。令和4年度1月末時点での申請率は74.1%であり、例年どおりの割合であります。申請率や利用率の向上を目指し、敬老祝い金の送付時や個々の支援時に勧奨を行っているところでございます。今後も多くの方に利用して頂けるよう、引き続き試行錯誤しながら普及啓発を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。その中で、町長さんにご質問させていただきます。選挙がありましたし色んなところでやはり、皆さんの意見を聞く機会がたくさんありました。その中で、私の色んな意見を聞く中でやはり60%は、この高齢者の足ということで意見を聞いております。すごく将来的にも不安であるということで、皆さんが心配されております。そういうことで今回、これを取上げた訳でございますが、もしこれ、福祉タクシー券を増やす場合、枚数を増やす場合、他の市町を調べますと1万2,000円とかが大体多かったように思います。2,000円アップということも考えられるんじゃないかなと思います。一応アバウトに、先ほど答弁を頂きましたので、計算させていただきます。例えば2,000円アップとなりますと、合計しますと年間で280万円、50%を使用するとして計算したんですけども、2,000円だったら280万円ですよ。それをもし倍としたら、約ですよ。これ、760万円ということなんですけども、多くの皆さんが本当に真剣に将来のことを考えているっていう部分で、このアップについては、予算的には大変多度津町、財政も苦しい中ではございますが、こういうことを住民サービスということでは、大きな効果が私はあると思うんですけども町長のご意見をお聞き致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊 美喜子 議員のご質問に答弁させていただきます。今、渡邊議員がおっしゃったとおり、福祉タクシーという事業につきましては、町民の皆さん方からも喜ばれておりますし、そしてこれを継続していくということには変わりはありません。また、今おっしゃいましたように何%を増やしていくかということか、今1万円を幾らにしていくかということは、これから検討してまいります。この福祉タクシー事業が全ての高齢者75歳以上の方に対してのパーセントが低いように思っています。それは今でもご自分の配偶者の方とか、またお嫁さんとか、そういう方々に気軽に、ちょっとそこまで乗せて行ってとか、駅まで連れて行ってとか言ってる方が多くいらっしゃいます。そういう中で、まだ完全に全てを消化している。福祉タクシー事業を全て使ってるということではありません。それが私には本当に残念でなりません。やはり私どもが提供する福祉タクシーチケットは全て使って頂きたい。そしてそのことが、高齢者の生活の支援になれるような、そういう大きな効果を上げられるようにしなければいけないと思っています。そういう意味では、利用率が少し、まだ私にとってはもっと使って頂けるのではないかと考えておりますので、利用率が上がっていけば、当然ながら今の1万円というのも増やしていかなければいけないと考えております。それと今、渡邊議員さんなんかにも本当にご協力、ご尽力頂いております「チョイ来た」の事業につきましても、これも皆様方には本当に感謝を申し上げるところです。この事業は、デマンドタクシー事業と同じでありまして、当初、某タクシー会社にお問い合わせしたところ、断られてしまいました。そのことをどうしてもデマンドタクシー的なものの方が、この多度津町にとっては大

変、便利ではないのかという考えの中で、今「チョイ来た」号の活用がされておりますことを町民の皆様方のボランティアのお力、またお気持ちに大変、感謝しているところであります。ただ、これで全てが解決するというものではありませんので、多度津町の高齢者の生活を守っていくためにも、これからも色々こういう交通手段というものを考えて、そして議会の皆様方とも意見交換しながら、この高齢者の移動手段について、もっともっと考えていきたいと思っております。その節にはどうかよろしくお願いを申し上げて、渡邊議員の答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

町長の答弁頂きました。皆さんに、たくさん利用して頂きたいのは、もう本当によく分かるんですけども。その地域性もありますし、家族構成もあると思うんです。だから、それはそれで私はいんじゃないかと思うんですけども、本当に交通難民っていう部分に関しては、1万円でいけるのかなっていう部分は正直あります。そういう意見がすごく多いのも事実でございますので、たかが2,000円とか言いますが、それを大きな町民の皆さんの多度津町で、この地で長いこと住みたい。安心な生活をしたいと。そういう部分も含めまして、やはり、少しは前向きに考えていかなければならない時期に来てるんじゃないかなという風に正直思っております。これは多くの皆さんの福祉タクシーの願いでありますので、そういった部分で、また次回も質問する可能性はあると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。これをもちまして13番、渡邊 美喜子の一般質問を閉じさせていただきます。

有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、13番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

次に、9番、小川 保 君。

議員（小川 保）

9番、小川 保です。失礼致します。

本日は、丸尾町長4期目のロードマップを、多度津町の今後についてなど、財政面からの考察を質問致します。去る2月11日の四国新聞に多度津町も子供医療費助成を高校卒業まで拡大する方針を固めたとありました。高校生でなくても働いている方たちも助成の対象だと、そういう風な記事でございます。年齢的には何歳まででしょうか。とにかく他の市町の動きを見るよりも先駆けて動き出したこと。子育て環境を厚くする施策として大いに歓迎したいと思っております。評価すべきだと考えております。ただ、その予算として1,200万円の財源が新たに必要になるとも書いてありました。昨年、発表された将来負担比率の悪化などが取り沙汰されておりますが、この事業による財政的影響は、いかがでございましょうか。よろしくお願ひします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

小川議員の子ども医療費の助成拡大の対象年齢及び財政的影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。今回の定例会に上程しております乳幼児等医療費の助成対象者の拡大につきましては、現行の「満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで」から「満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで」に引き上げようとするものでございます。なお、本町の乳幼児医療費の助成に関する条例におきまして、高校等の在学要件はありませんので、すでに就労等されている方も含め全ての高校卒業年齢までの方が対象となります。予算につきましては、令和4年4月1日現在の対象者627名に対し、令和3年度の中学生の医療費助成の実績額を当て嵌めて推計した額の8割を見込み、1,200万円と算出しております。また、現在、香川県議会2月定例会に上程されている令和5年度当初予算案において、乳幼児医療費支給事業県費補助金の対象年齢を現行の未就学児から小学校3年生までへの引き上げについて審議されております。採択されましたら、令和3年度実績より推計致しますと約700万円の補助が見込まれることから、差引致しますと本町の新たな財政負担は500万円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。県の方も色々これについて考えて頂けると。多分この3月定例ですかね。決定してくれると有難いですよね。さて、財政について改めて確認をしておきます。将来負担比率という数値について、これは、簡単に言えば「多度津町の単独の借金の額」を「国が定める多度津町の財産規模」で割った数値のことで、ざっくり言えば「年収の何倍の借金があるのか」このような数値であります。令和3年度でいえば、91億円÷49億9千万円ですので、計算を致しますと182.4、年収の約1.82倍の借金があるということになると思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。お願いします。

総務課長（泉 知典）

小川議員の将来負担比率についてのご質問に答弁をさせていただきます。「将来負担比率」とは「一般会計が将来負担すべき実質的な負債が経常的な一般財源の規模に対してどの程度あるか」という将来財政を圧迫する可能性の度合いを示した指標です。「将来負担比率が182.4%」とは「経常的な一般財源の規模の約1.82倍の負債がある」ということであり、分かりやすく個人で例えれば、議員のおっしゃるとおり「年収の約1.82倍の借金がある」ということとなります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ワースト4位、確かに衝撃的な数値ではありますが、これらのレベルは計算され始めた平成19年に遡りますと、その年は318.5で順位はワースト11位でした。つまり年収の3倍以上の借金があった訳ですが、そこから徐々に数値を下げ改善していった、そして学校や幼稚園の耐震化、白方小学校校舎、多度津中学校校舎、消

防本部、新庁舎・交流センターなどの建設を行ったにも拘わらず、相対的な順位は別にして、100ポイント以上改善している訳であります。それは財政に関わる関係者一同の努力によるものであると評価してしかるべきだと思っております。

しかしながら、この「財政健全化の運営」はまだまだ、改革の途上です。終わった訳ではありません。そこで、現在の状況に目を移してみたいと思います。令和4年度の償還元金は約10億円でした。令和3年度と比較すると借金はそれだけ減りました。しかし、新たな借金、町債は約6億8千万円でしたので借金全体としては、約3億2千万円減ったということになります。また、財政調整基金の繰入金、つまり貯蓄の取り崩し額は、3月補正予算において約4億8百万円の予定ですので、令和3年度黒字分から計上されている積立額3億5千万円と差し引きして、基金残高は約5億8百万円減ることになります。従って、借金の減額と貯蓄残高の減少分の差額2億6千2百万円ほど令和4年度は財政的には改善されたということになります。これを令和5年度の当初予算に当て嵌めると、償還元金は同じ約10億円です。町債つまり借金の増額は3億9千万円ですので、約6億1千万円借金は減ることになります。しかし貯蓄、つまり財政調整基金の繰入金つまり取り崩しが約6億円あり、令和4年度決算による積立額はこれからですけれども、結果、約1千万余りほどの財政的に良くなる予定と思うのですが、いかがでございましょうか。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員の令和4年度最終予算及び令和5年度当初予算の町債残高と基金残高見込みについてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご指摘の一般会計町債残高と財政調整基金残高は財政状況を測る重要な指標です。令和4年度3月補正予算で計算しますと、令和4年度末一般会計町債残高は前年度から3.2億円減少して、148.6億円となる見込みです。また、令和4年度末財政調整基金残高は前年度から0.6億円減少して、11.3億円となる見込みです。これらの町債残高3.2億円の減と基金残高0.6億円の減を合わせて考えますと、議員お見込みのとおり、一般会計において令和4年度は2.6億円ほど実質的な将来負担額が減少することになります。さらに実際の借入に合わせて、令和3年度からの繰越事業に係る借入額を加算し、令和5年度への繰越事業に係る借入額を減算しますと、新規借入額が0.4億円増加し、その分町債残高が増加することになりますので、実質的な将来負担額の減少額は、2.2億円ほどとなる見込みです。また、令和5年度の当初予算で同様に計算しますと、令和5年度末において一般会計町債残高は前年度比6.1億円減となる見込みで、財政調整基金残高は令和4年度の決算剰余金を積み立て、6億円取り崩すこととしておりますので、議員お見込みのとおり0.1億円に令和4年度決算剰余に係る積立金を加算した金額だけ実質的な将来負担額は減少することになります。なお、令和4年度の将来負担比率につきましては、分母の要素である標準財政規模の減少等により上昇する見



込みとなっておりますが、こちらにつきましては、決算確定後、総務教育常任委員会でご報告させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

じゃあ、その数値については、また委員会で報告を受けることにしましょう。この状態を少しでも良くするためには、令和4年度決算で黒字になることが絶対条件ですが、黒字の部分を多度津町財政調整基金条例に定められた最低限の50%と言わずに60%でも70%でも多く積むことが肝要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員の財政調整基金の積立額の増額についてのご質問に答弁をさせていただきます。財政状況の改善のためには、町債残高を減少させるだけでなく議員のおっしゃるとおり、財政調整基金残高を増加させることが肝要であると認識しております。財政調整基金は、決算剰余金などを積み立てておいて、財源不足や大規模災害などの不測の事態が発生した際に取り崩すことにより、年度間の財源を調整するための基金で、いわば町の貯金です。近年、大型普通建設事業の実施が続いたことに加え、人件費や公債費など経常的な歳出の増加等により生じた多額の財源不足を財政調整基金で補てんしており、積み立てた額よりも多く取り崩す状況が続いているため、財政調整基金残高は減少傾向にあります。このような状況の中、財政調整基金を増加させるには、まず歳出超過が続く現状を毎年度の収支が均衡する健全な状態に戻していく必要があると考えております。本町の決算の推移や歳出状況を検証し、今後の財政見通しを細かく立て、あらゆる歳入確保策を講じるとともに、新規事業の抑制等、歳出削減を行うことで、財政収支の均衡を図り、財政調整基金を少しでも多く積み増せるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。新規事業の抑制という風に今、回答を頂きました。もちろん新規事業だけでなしに既成事業、それから様々な団体への助成金、こういったものもたくさん出ております。以前私、この場で質問をさせていただきましたけれどもね。その分を見直すということも非常に大切なことやと思っております。つまり、過去、今も続いておりますけれども、出しておる助成金をゼロベースで一旦見直しをするという。そういうきちっとした、襟を正したやり方をして欲しいなと思えます。これが、やはり財政を黒字化していくということの重要なポイントになるのかと思っております。よろしくお願い致します。さて、丸尾町長も昨年の12月議会で「財政状況の改善は最も重要な課題である」とお話しされておりました。私の質問の冒頭にお伺いした医療費助成の拡大は少子化対策の一環ではありますが、それにつきましても今後どれだけの効果があるのか、どれだけ取り組めば宜しいのか未知の事柄でもあります。しかし、このジャンルは是非とも取り組んで頂きたいテーマで

あります。子育て世代を応援している町民、そして将来の多度津町を担うべき子供たちへの取り組みは重要な事柄だと思っております。それと合わせて道路や公園の整備・更新、下水道など老朽化したインフラ施設の修理・更新など市町村本来のベーシックな業務も非常に大切なことであり、着実に実施していかなくてはなりません。また、子供たちの将来を見据えた教育の充実も議論すべき大きな課題であります。そのような状況下で、どのように、どの分野にウエイトを置くのでしょうか。丸尾町長の今回の施政方針は、必要なやるべき事柄が沢山示されておりました。しかし、財政には限りがあり、そして改善していかなくてはなりません。どれも重要ですが、最重要課題として挙げるとすれば、まず、どのジャンルでしょうか。よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の最重要課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。私の施政方針に掲げております重点施策3点は今年度の最重要課題ですので、優先順位をつけて選択と集中の考えの中で実施してまいります。

1つ目として、多度津の歴史、伝統、文化を生かして魅力ある町づくりと人づくりを進めていくことで、移住・定住・交流人口を増やしていこうとする人口減少対策としての地方創生事業を推し進めてまいります。これまでの北前船寄港地船主集落として、日本遺産に追加認定されました合田邸を中心とした12の施設の活用に加え、この界限は旧こんぴら街道沿いの古い町並みが景観を形作っており、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けることも視野に入れて進めていこうと考えております。

2つ目として、少子高齢化対策で子育て支援の充実として、安全な場所に子どもを預けて、安心して仕事に就くことが出来るように子育て環境の整備を行い、再び子育ての意欲を持ってもらうことや高齢者福祉の向上として、地域包括ケアシステムの充実を図っていくこととボランティアの気持ちを持って高齢者を見守り、支えて頂いている町民の皆様と「たどつささえあい笑顔の会」の輪を各校区に広げて、高齢者の見守りや支えあいの組織をこれまで以上に充実して、身体の不自由な方々や独居の高齢者の方々の生活の向上に努めてまいります。

3つ目として、財政健全化で、財政は全ての施策のベースとなりますので、財政が健全でなければ何も出来ないというのが、私の根本的な考えですので、財政規律は守りながら住民サービスの向上に繋がる施策を行ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

町長、有難うございました。町長の最重要課題として3点を頂きました。1点目は重伝建など、そういうそれらの関連する事柄だと思いますよね。お金の使い方、やはりきちっと気をつけていかないといかんかなと思っております。かつて、ロナ

ルド・レーガンアメリカ大統領ご夫妻が1983年11月1日に日の出町にある中曽根総理大臣の日の出山荘にて「日米首脳会談」が行われました。児童も保護者も学校も全ての町民が町を挙げた歓迎と3,600人の警護の中、胸襟を開いた有意義な会談だったそうです。大統領からの礼状に「町を挙げての温かい歓迎と素晴らしい景色が両国の歴史的絆の象徴となることを祈ります。」など、自然の景観の上品で素朴な風情を感謝と共に絶賛しておりました。私共の将来の参考になるんでないかなと思っております。丸尾町長の集大成とも呼べる今後の4年間です。歴史と文化の多度津町において、質のよい社会教育をフォローしながら、昔からこの町を支えてきた全町民のための生活をサポートして頂ければと切に思っております。奇を衒うことなく、自然の佇まいを残しておきたいものです。以上、9番、小川 保、質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、9番、小川 保 議員の質問は終わります。

ここで暫時、休憩致します。再開を2時30分にやりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時30分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、1番 藪 乃理子 君。

議員（藪 乃理子）

1番、藪 乃理子です。新人ですので至らぬ点多々あると思いますが、どうぞよろしくお願い致します。以下2点を一般質問させていただきます。一つ目は、議会中継についてです。二つ目は、明徳会図書館についてです。

それでは、まず一つ目、議会中継についてです。早速ちょっと間違ってしまったのですが、書かせてもらったとおりに読まさせていただきます。過去に議員の全員の賛成がないと中継が出来ないとの町長の答弁がありました。多度津町の人口減少や投票率の低下を食い止めるためにも議会中継が必要ではないかと考えております。移住を検討している方、子育て中の方、高齢者の方、様々な理由で議会傍聴に来られない方がたくさんいらっしゃいます。時代の流れはとても速く、コロナ前まではなかったリモート会議等も増え、当たり前になってきました。その場にいなくてもコミュニケーションが取れ、必要な情報が取得できる時代になってきています。移住を検討する際にも議会をチェックするという方も少なくありません。多度津町もオンライン化の波に乗り、人口減少を食い止めるためにも、開かれた議会を目指すた

めにも、町長も議会中継が必要だとお考えでしょうか。新しい議員構成にもなり、議会中継を早急に開始して頂きたいという町民の声を多数頂きましたので、質問させて頂きました。お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

藪議員の議会中継についてのご質問に答弁をさせていただきます。まず、藪議員の誤解を解いておく必要がありますので、最初にお話しさせていただきますが、議会中継を導入するのに議員全員の賛成が必要だと発言したことはありません。民主主義の世の中ではとても考えられないことです。また、議会で1人の議員から一般質問を受けただけで施策の実施を決定することは出来ません。施策は全て町民の皆様の税金を活用して実施致しますので、議会としての総意が必要だと考えております。総意とは、賛成も反対もある中で最大公約数的な意見であり、全員の賛成を求めている訳ではありません。現在、導入されております議会へのタブレット導入と同じで、議会中継につきましても議会の総意が必要であると考えております。議会中継は、多くの町民の皆様に町政への関心、理解を深めて頂くためには、有効な手段の一つと考えており、現在、議場に設置している議場管理システムにつきましても、議会中継に対応出来るものとなっております。しかし、配信を開始するには放送する種類により、関係機関との調整が必要になりますので、放送形態がどのようなものにするのか。生中継にするのか、録画中継とするのか、本議会や委員会等の全体を放送するのか等の方針や議会中継に至るまでの諸条件や整備やチェック機関、ルール作りにつきましても、議会内で協議を行って頂き、決定した後に議会中継の導入について計画的に進めてまいりたいと考えております。因みに、私が町議会議員1年生の時に同じような質問をしました。そしてその時は、議会の方から理解を得られずに、怒声を浴びるようなことにもなりました。そういう議会の中で意見を集約すること。それが大事であり、それが総意ということでもありますので、皆様方が、今、藪議員がおっしゃったこと、皆様方と検討して、そしてその中で総意として上げて頂ければ、それは出来ることだと考えております。どうか頑張ってください。

議員（藪 乃理子）

答弁頂きました。有難うございます。1点だけ質問させていただきます。予算というのは、どの位必要だと今現状、お考えでしょうか。よろしくをお願いします。

町長公室長（山内 剛）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。予算のことですが、放送する形態でインターネットを使ってするのか、ホームページを使ってするのか、色んな種類があるんですけども、その種類によって全然、予算の方は変わってきます。放送時間とかそういうものによっても変わってきますので、どれ位掛かるかというのは、今のところちょっと分かりません。今のところ1番手頃で、どこでも見られて、1番予算が安いと思われているのが、インターネットを経由したユーチューブ等のものを使っ

たものの放送形態が1番安いと今、把握しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

答弁有難うございました。新庁舎にもなり、議場の中継の対応が可能な施設にもなりました。有効に活用し、中継が出来るようになるように改善してまいりたいと思います。有難うございます。

2点目になります。二つ目は、明徳会図書館についてです。何点か写真がありますので、まず、ちょっとカメラのチェックをします。では始めます。今後、移転や大規模な改修予定はありますでしょうか。早急な対応が必要だと考えております。その理由は、以下の現状からです。今年度の予算にも組み込まれていますが、外壁のタイルの消耗が著しく、落下をしている危険な状態です。過去に予算で修復した部分が、再度落ちてきているという声もありました。直しては壊れて、また崩れて落ち、この繰り返しが続くのかと利用者も図書館で働いてる方々も不安に思われています。また、図書館の近隣には、多度津小学校、多度津児童館があり、子どもの行き来も大変多いところです。そんな状況の中、外壁が落ちてくるので、危険立入禁止ロープ、写真のような感じで危険立入禁止ロープが周辺に張り巡らされています。こちらは、自転車置き場の方ですね。自転車置き場も大幅に使えなくなっております。また、車椅子のスロープは、入り口の1か所しかありません。その上の外壁も今にも落ちそうになっております。危険区域にして立入りを禁止した場合に、車椅子の方は図書館の利用が出来なくなってしまう。そして図書館の1階のトイレです。とても詰まりやすくなっているそうです。業者の方と図書館のスタッフで確認したところ、排水管がもともと細いのと古くなっていて色んなものがこびりついている状態だったそうです。老朽化が激しく、今後いつ詰まるか分かりませんという声を頂きました。そして2階に上がると天窓の部分からは雨漏りがしています。雨が降ると本の上に雨水が落ちてくるという状況です。そして2階の収蔵庫の換気扇、ちょっと写真では分かりづらいのですが、収蔵庫の換気扇がこちらになってるんですが、こちらは破損しています。壊れていて使えないようになっています。ここには歴史的にも貴重な文献が多く収蔵されています。一般閲覧や貸出しが出来ないほどの貴重な文献と聞きました。しかし、適切な湿度、温度管理が出来ずに室内はとてもカビ臭く、歴史的な文献が朽ち果ていくのを待っているだけの状況だと図書館のスタッフも嘆いておりました。換気扇等の補修を行い、適切に管理出来る状態にするか、多度津町で適切に管理されないのであれば、必要な文献は県に引き取ってもらい、電子化をしてもらい、利用者が閲覧出来る等の有効なこの歴史的な文献の使用方法を考える必要があると思います。そして、2階の収蔵庫の隣の研修室には、前の町長さんの小国さんの資料が山積みになっております。で、その上は、いつ雨漏りがするか分からないという状況のカビが生えております。そし

て、新庁舎が出来る際に一時的な保管場所ということで旧庁舎から運ばれたという書類が今は籠で積まれております。このような籠に入れられた状況でも研修室の方には、資料を見に来る利用者がもちろんいらっしゃいます。資料を閲覧出来る場所もあるんですけども、ちょっと今のところ、この部屋が他のもので溢れ返っているんで利用を安全に利用することは出来ないとのことでした。図書館での保管が必要であれば、本棚を購入して、そこに整理・整頓する町役場での保管があれば、早急に引き取る必要があります。何のための、誰のための資料なのか、適切な場所に適切に保管する必要があると考えます。明徳会図書館の2階が物置になっているのは、とても寂しいです。幾つか質問がありますので、よろしくお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

藪議員の図書館の移転や大規模な改修についてのご質問に答弁をさせていただきます。明徳会図書館は大正4年に明治天皇即位50周年記念事業として、当時、多度津尋常小学校の附属図書館の拡張を計画し、明徳会図書館として開館致しました。以後、旧県立多度津中学校（現在の県立多度津高校）の敷地内、多度津小学校正門西側敷地内に場所を移し、現在の場所へは昭和57年に利用者数の増加に伴い、大規模図書館の必要性等から新築した建物でございます。現図書館につきましては、新耐震基準で建設された建物ではありますが、バリアフリーやユニバーサルデザインなど来訪者の安全性や利便性等も考慮しなければならないことから、建て替えが必要であると教育委員会では考えております。しかしながら、改築等には多くの事業費が必要となりますので、現在の財政状況では早急な対応は難しいと思われまので、利用者の安全を第一に考え予算の範囲内で修繕等を行ってまいります。

議員ご指摘の外壁タイルの損傷についてですが、これまでも浮いて危険な箇所については、取り除いてきたところでございますが、本年度の調査の結果、外壁全体の浮きが確認されたことから、立ち入り禁止ロープを張り、来年度予算において修繕工事費を計上させて頂いております。今回の工事では、2階部分の外壁を撤去して吹き付け塗装を施すとともに、1階部分においては樹脂等で固めて剥落しないようにする工事でございます。また、1階トイレの詰まりについてでございますが、樹木の根によるもので、清掃を行ったところでございます。今後も適切に維持管理を行っていきたいと考えております。これまでに「雨漏りの対策工事」や「トイレ改修工事」などいくつかの工事を実施しているところでもありますが、今回ご指摘頂いた箇所も含め調査を行い、必要なものから予算の範囲内で順次修繕等を行っていきたいと考えております。図書館2階部分については、書籍やCD・DVD等のAV資料、また国際交流事業の資料を展示しております。収蔵庫及び研修室については、一部整理が出来ていない資料がございます。これらの資料について再度確認し、整理するとともに適切な場所への保管等を含め検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

す。

議員（藪 乃理子）

答弁有難うございます。

再質問をさせていただきます。現図書館は新耐震基準で建設された建物と分かりましたが、その中は本棚の固定でありますとか、揺れに備えて本や資料などが落下してくる恐れなどの対応は十分でしょうか。よろしくをお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。本棚等々の落下とか転落とかそういう防止の施策ですが、取れるものについては取っていると聞いた記憶はほとんどですが、全ての所管について、そういう揺れ止めとかそういったものが設置されたという記憶はございませんので、また確認をさせていただきたく思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。利用者もしくは働いている方が安心・安全に図書館を利用出来るようにと思ひまして、中のことも質問させていただきました。で、外壁部分なんですけども補修ということですが、車椅子の方のスロープの上も今は通れるようにしてるんですけども、その上も多数落ちてきているというのが、スタッフの方がとても心配されておりました。でもそこを危険区域にしてしまうと、今度、車椅子の方が利用出来なくなるということなんですけれども、車椅子のスロープのところは危ないですが、ロープを張らなくても良いのでしょうか。お答えをお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。今回の外壁のタイルの剥離の検査を行ったところ、大方のタイル部分が浮いているということでしたので、障害者の通用口のところも恐らく危険なところなのかなと正直思います。で、今回の工事が終わりましたら、落ちてくる可能性があるのがタイルですので、全てのタイルを除けますので、以降はタイルが剥離して落ちてくるっていう危険はなくなると思います。ですので、今しばらくですが、ちょっと危険な状況と言うたらなんですが、タイルを見ながら利用を頂けたらと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

有難うございます。そしたら今現状はちょっと危険ですが、車椅子の方も慎重に利用して頂くという内容で理解をさせていただきました。で、そのあと今は外壁の工事で予算を割いていると思うんですけども、雨漏り対策やトイレ改修など、ご指摘頂いた箇所を調査して、必要なものから予算内で順次改修していくと先ほどお伺いしたんですけども、もし予算が底をついた場合っていうのは、一旦中止して次年度の予算で修繕するということではよろしいのでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

藪議員の再質問に答弁をさせていただきます。換気扇の壊れのところにつきましては、もう壊れているのを確認致しました。また、幾ら掛かるかっていうのが、現在のところ分かっておりませんので、そちらの方、設計とか幾ら掛かるか見積りを出して頂いて、早急に対応出来る金額であれば、来年早々にも取り掛かせて頂こうと思っております。それと雨漏りの件につきましても、まず調査をさせて頂いて、どの程度の雨漏りなのかとか、そういったことを見て、教育委員会が預かっている施設もたくさんございますので、その優先順位を付けさせて頂いて、優先順位が高いということになれば、また、利用者に危険ということであれば、補正予算でもさせて頂いて、それこそ予算が許す範囲になるんですが、修繕の方を取り組まさせて頂こうと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（藪 乃理子）

答弁有難うございました。予算がなく、早急に対応が難しいという図書館の現状も良く分かりました。今一度、本当に利用者、働いている方が安全なのか、安全が不十分なところは、予算を補正してでも早く進めてもらいたいと思います。突拍子のアイデアかも知れないんですけども、直しては崩れて、直しては崩れているっていう現状、皆さんも図書館のスタッフも新庁舎が出来た時に図書館というのはこの新しいところに一緒に出来るものだと思っていたっていうことを聞きました。ずっと図書館は私が小さい頃と同じ、あまり変わらない風景がそこにはありました。懐かしくもあるんですけども、安心・安全に利用が出来ればと思ひまして、早急に対応出来ないところがあり、安心・安全でなければ、新庁舎の地域交流センターだとか少し空いているところに、一時、図書館の分室とかそういう方法もあると検討をしてもらえたらなと思います。こちらの方は、答弁は必要ございません。私の意見でございます。以上で、1番、藪 乃理子の一般質問を終わらせて頂きます。

議長（村井 勉）

これをもって1番、藪 乃理子 議員の質問は終わります。

次に、6番、兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

6番 兼若 幸一です。一つ、道福寺公園について。二つ目、住んでもらえるまちづくりについて。以上、一問一答方式でお願い致します。まず最初に、道福寺公園についてです。2022年9月2日に開園しました道福寺公園についてお伺い致します。多度津町のホームページを見ますと道福寺公園が提供する豊かな緑、広々とした芝生広場、そして、青空はレクリエーションの場として、かけがえのないものになり、景観に潤いを与えるものになります。また、災害時の一時避難場所として利用が可能であり、防災トイレやカマドベンチ、収納ベンチなど応急的な設備を設置しています。とあります。そこで次の6点についてお伺い致しま



す。まず1点目です。芝生広場において、現在、芝生を剥いで工事がなされていますが、何の工事をされているのでしょうか。工事完了予定は、いつでしょうか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の現在の工事内容と完了予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、道福寺公園の芝生広場内におきましては、防災機能を備えた複合遊具の設置工事を施工しております。この複合遊具は、通常は遊具として機能し、災害発生時においては、一時避難場所の避難用テントとしての機能を備えるものであります。工期は昨年10月17日より工事を開始しており、本年3月28日に竣工予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、二つ目です。芝生が定着しないとのことで開園が延期されましたが、せっかく定着した芝生を剥いで現工事は順序が逆のように思われますが、なぜこのような順序になっているのでしょうか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の芝生を剥いで工事の順序についてのご質問に答弁をさせていただきます。道福寺公園の遊具につきましては、地元からの要望もあり、遊具等の設置が望ましいと認識しており検討を進めておりましたが、国等の補助金など有利な財源の確保が難しいことから、遊具の設置については公園整備後の課題となっております。このことから有利な財源の活用が確定した後に遊具を設置する計画としておりましたところ、他市町の事例等からコロナ禍における様々な制約を受けている子どもたちのストレス緩和や運動不足解消による免疫力向上などを目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であると判明したため、昨年8月に補正予算により予算計上し、実施しております。また、遊具設置に影響する芝生につきましては、芝の植付け時期などを考慮し、工事を進めており、同公園内で剥いだ芝生についても再利用する予定にしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3点目です。現工事が完了すると公園全体の完成度は何%になるのでしょうか。残りの工事がもしあるのであれば、工事予定と工事完了時期についてお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の公園の工事予定と完成時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。現在施工中の複合遊具の設置をもちまして、公園の整備につきましては、完了する予定です。本年度の完了後におきましては、子育て世代を中心とした住民の皆様への憩いの場として、また、子どもたちの安全・安心な居場所としての公園になる

よう維持管理に努め、公園の利用状況を見ながら今後も公園の施設整備の充実を図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。現工事が完了すると利用者が増加するように思われますが、現駐車場台数、確か11台だったと思いますが、台数が少ないのではないのでしょうか。多くの方に利用して頂くには、駐車場整備が必要と思われますが、今後どのようにお考えなのか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の道福寺公園の利用者増加による駐車場整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。道福寺公園は開園以来、多くの住民の皆様にご利用して頂いておりますことから、遊具の設置後はさらに多くの方が公園を利用されると考えられます。議員ご指摘のとおり、現在の駐車場台数では駐車スペースが不足することが予測されますが、現状では近隣での駐車場の確保は、すぐには難しいと思われます。今後は遊具設置後の利用状況などを踏まえながら、新たな駐車場スペースの確保について調査検討をしてまいりたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5番目です。ホームページにもありました、広々とした芝生広場が特徴の公園ですが、当然のことながら利用上の注意事項が幾つかあります。その中に野球、サッカー、ゴルフ等の球技はしないで下さい。とあります。親子でするキャッチボール、ボール蹴り、ボール遊びは可能なのでしょうか。どのように線引きされてますか、お伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の芝生広場でのボール遊びの利用についてのご質問に答弁をさせていただきます。道福寺公園では芝生広場の利用上の注意事項の一つとして、野球、サッカー、ゴルフ等の球技はしないで下さいとしております。議員ご質問の親子でキャッチボールなどのボール遊びにつきましてもボールを扱うという性質上、幼児から高齢者まで様々な方が公園を利用される状況と考えますと、他の利用者への危害や恐怖感を与える恐れがあることや県道に面していることから、道路へのボールの飛び出しによる事故の危険性もあると考えられます。また、芝生広場の周辺のフェンスなどの施設についても球技を想定した遊びの高さなどが確保出来ていないことから、一律制限せざるを得ないと判断をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問させていただきます。

親子でキャッチボール、また、幼児のボール遊びというのもボールを扱うという観点で、基本は禁止という認識でよろしいでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。ボールを扱うということで、一応、使用上の注意事項として入れさせて頂いております。それについては、議員ご指摘のように小さな子どもがボールで遊んでるような状況も危ないのかっていうことで、疑問に思われる方もおられるかも分からないですが、基本的にそういった線引きは非常に難しいと考えております。ということで一律制限せざるを得ないという形で判断をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

せっかく芝生を植えられた公園ということで、そういう幼児が親子で遊ぶのも駄目という認識で今、捉えたんですが、せっかくの芝生広場です。そういった何のために、それじゃあ芝生を植えたのかということになるんですが、どういう目的で芝生を植えられたのでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。確かに芝生広場の遊びといえば、ひとつそういったボール遊びというのは考えられます。そういった中で、ただボール遊びだけが芝生の上で遊ぶ遊びではないと考えております。ただ、今言われるようにボール遊びのどこまで危険性があるのかということの判断というのは難しいと考えております。今後、公園についてもそういったボール遊びを特化したような公園づくりも必要かと考えております。ご理解頂ければと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

今の建設課長の答弁で、また新しい公園が出来るといような期待感を持たせて頂きました。期待しております。よろしく申し上げます。

次、6点目です。道福寺公園の近くにテーブルマークの工場がありましたが、この工場は閉鎖が決まり、現在解体をしております。公園に隣接する土地として、町が有効活用出来る土地か調査するに値すると思っておりますが、いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員のテーブルマーク工場跡地の活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。公園に隣接するテーブルマークの工場については、確認したところ、工場解体後の利用については現段階では未定とのことでありました。公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、県より土地を買収希望申出書が提出され、当時、町においては希望なしで回答をしております。今後は、道福寺公園の利用状況など当該用地が町にとって有益に有効活用出来る用地か調査を含め、検討していきたいと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ぜひとも検討して頂いて、土地というのは早く色々しないと、先に用途が決まっ

たというようなことになると思いますので、同時進行で調査をお願いしたいと思います。

次の質問です。住んでもらえるまちづくりについてです。多度津町の住民台帳による人口は、令和元年4月1日、2万3,451名、令和2年4月1日、2万3,383名、令和3年4月1日、2万2,825名、令和4年4月1日、2万2,213名。そして令和5年2月1日現在で、2万2,118名となっており、この4年間で1,333名も減少しております。自然減少による人口減少はもちろんのこと、社会現象による人口減少も大きな要因ではないでしょうか。結婚をして多度津町に住んでもらえるまちづくりについて、次の8点についてお伺い致します。まず1点目です。空き家等に関する補助金制度はありますが、新築補助金制度を設けないのは、どのようなお考えからでしょうか、お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員の新築補助金制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。新築住宅を取得する際の補助制度につきましては、県内の他市町でも実施されている自治体があり、移住・定住を検討される方々にとって大変魅力的な制度であると考えております。しかしながら、現在、本町内では空き家が増加しており、空き家の利活用の一層の促進を図る必要がございますので、空き家の利活用に対する支援を継続することで、多度津町に住んで頂ける方を増やしていきたいと考えております。なお、新築住宅取得に特化したものではございませんが、本町では香川県地域少子化対策重点推進事業補助金を活用し、多度津町結婚新生活支援事業補助金を交付しております。この事業につきましては、年齢・所得などの一定の要件はありますが、新婚世帯に対し60万円を上限として、住宅の建築・購入を含めた町内での住宅の取得費用に対する支援が可能となっております。しかしながら現在のところ、賃貸住宅の賃料や引っ越し費用を対象事業費とした実績のみであり、新築住宅取得への補助実績はございませんので、結婚を考えられている方々に対して、より一層の制度の周知に努めてまいります。また、現在の本町の財政状況を鑑みますと、町単独で新築住宅の取得を支援する補助事業を実施することは困難であり、国・県補助金などの財源を活用することが必要であると考えておりますので、引き続き、国・県の制度や県内市町の施策・動向等について情報収集に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問させていただきます。

ただ今、課長の答弁で移住・定住を検討される方々にとって、大変魅力的な制度であると考えておりますというご答弁でした。課長自ら、大変魅力的な制度であると考えられているのに、なぜやらないんですか。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。新築住宅の補助については、実際に家を建てる側の立場に立ってみると大変魅力的な制度であるという風に考えております。近隣の県内の多くの市町村では、新築住宅を取得する際の補助制度につきましては、100万円から200万円を補助額の上限としております。本町内では、毎年数十軒の家屋が新築されておりますことから、実施する場合の事業規模は数千万円になるという風に考えております。また、県内で実施されている市町に聞き取りをしましたところ、財源については、一部の市町については過疎対策の事業債を活用されているようですが、本町内には過疎地域がございませんので、活用することが出来ない状況でございます。先ほども答弁させていただきましたように現在の本町の財政状況では、町単独で数千万円規模の補助事業を実施することは困難であると考えておりますので、引き続き、国・県補助金などで新築住宅への補助の財源として活用出来る制度がないかについての情報収集に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問です。多度津町結婚新生活支援事業補助金があるということですが、この補助金については、年齢・所得などの一定の条件があるということですが、具体的にはどういった要件があるのでしょうか。分かる範囲でご答弁をお願いしたいと思います。

政策観光課長（土井 真誠）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。結婚新生活支援事業補助金の補助の要件でございますが、多度津町に婚姻届を提出し、夫婦いずれもの年齢が39歳以下、かつ、夫婦の所得の合計が400万円未満である世帯でございます。また、補助対象経費は、住居費と引っ越し費用等でございます。補助金額につきましては、夫婦いずれもの年齢が29歳以下の場合、上限60万円。夫婦いずれもの年齢が39歳以下の場合、上限30万円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

こういった補助金制度があるということのも周知をお願いしたいと思います。次、2点目です。子育て世代の方々からは新しい図書館が欲しいと良く聞きます。坂出に通う高校生もわざわざ丸亀で下車し、マルタスで勉強して多度津に帰ってくる子もいるようです。善通寺市の図書館も明るく広々としており、どうしても明德図書館との差は歴然としています。昨年6月議会で図書館について質問しましたが、教育長は財政状況を見て、建て替えは必要とのことでしたが、多度津離れを防ぐ上でも図書館建設は必要と思いますが、いかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の図書館の建設についてのご質問に答弁をさせていただきます。明徳会図書館は議員ご承知のとおり、現在の場所に昭和57年に利用者数の増加などに伴い、大

規模図書館の必要性等から新築し、住民の方に利用して頂いております。昨年の6月議会において答弁させて頂いたとおり、現図書館につきましては、新耐震基準で建築されたものでありますが、バリアフリー、またユニバーサルデザインなど安全性や利便性等を考慮されていないため、建て替えが必要と考えております。しかしながら、改築等には多くの事業費が必要となりますので、現在の財政状況では早急な対応は難しいと思われまます。財政状況等を見ながら、建て替える際には近隣市町を参考にし、住民ニーズを反映した施設にしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次3点目です。図書館建設をする場所の構想は何かお持ちでしょうか、お伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の図書館建設する場所の構想についてのご質問に答弁をさせていただきます。現時点では、具体的に検討している場所はございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきます。

先ほど藪議員の時だったかな。済みません。渡邊議員の分の時に、総務課長が旧庁舎の跡地も含めてそういうのを考えていきたいという内容のご答弁だったかと記憶しておりますが、財政状況が急に改善をすることは考えられないんですが、改善をした時にそれから、さあ次に図書館を建てる場所は、どこにしようかというのでは、図書館建設には、さらに数年を要すると思いますが、今から何ヶ所か目途を立てて、色々検討をしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

副町長（岡部 登）

ただ今の兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。図書館の建て替えにつきましては、優先順位の非常に高い問題であるという認識をしております。このことにつきましては、都市再生整備交付金など、その2期計画の中に盛り込むということも考えておりますし、様々な財政的な国や県からの補助金のことも考えつつ、どこに造るのがいいのか、それを今後検討していきたいという風には考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

図書館建設については、町民多くの方が望んでいる案件だと思っておりますので、よろしくお願い致します。次、4点目です。可燃ごみの収集は週2回ほど行って頂いておりますが、今年度の祝日、14日間、ちょっと1月2日は除いております。のうち収集日は何日ありますか、お伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

兼若議員ご質問の祝日の可燃ごみ収集についてのご質問に答弁をさせていただきます。祝日14日間のうち、収集日は5日でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

特に夏場の収集日が1日持ち越されると量及び臭いが大変なことになります。祝日でも収集出来るような改善は出来ないのでしょうか、お伺い致します。

住民環境課長（石井 克典）

兼若議員の夏場の祝日の可燃ごみ収集の改善についてのご質問に答弁をさせていただきます。祝日の可燃ごみ収集でございますが、本町の考え方と致しましては、祝日の関係で、2回続けてごみの収集がなくなる場合は、祝日であってもごみの特別収集を行っております。また、7月から9月の夏場におきましては、腐敗などの悪臭等を考慮して、海の日、山の日、敬老の日、秋分の日4日間は特別収集を行っておりますので、引き続き、可燃ごみの水切りや分別収集にご協力頂ければと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、6点目です。ふるさとを愛する心を育むには幼い頃からの意識付けが必要と思いますが、幼稚園・小学校・中学校では、そのような教育場面があるのでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員のふるさとを愛する心を育む教育場面についてのご質問に答弁をさせていただきます。昨年度、制定された県の教育基本計画の基本理念にも「郷土を愛し」とありますように本町の幼稚園・小学校・中学校において、ふるさとを愛する心を育む教育場面は、多様でございます。校種ごとに例をいくつか紹介致します。まず幼稚園では、地域の神社やため池等を訪れ、散策し、地域について知ることから始まります。また、地域の方と共に農作物を生産、収穫し、身近な環境で育てられているものや身近な所でお世話になっている方について理解を深めています。そのようにして、幼稚園では、ふるさとを愛するところの素地を醸成しています。次に小学校では、低学年の生活科の学習において、町探検を行い地域の「ひと・もの・こと」について理解を深めています。また、中学年の社会科の学習において、町教育委員会作成の副教材「のびゆく多度津町」を活用して学習をしたり、資料館の見学に行ったりしています。さらに高学年においては、町教育委員会作成の「多度津人物ものがたり」を活用しながら、多度津を代表する偉人について学び、多度津の歴史について認識を深めています。その一方で、道徳の学習等において地域との関わりや地域の伝統行事を大切にすることについて考えていくことで、全学年を通してふるさとを愛するところを育てています。最後に中学校では、小学校同様、道徳の学習等において、地域との関わりや地域の伝統行事を大切にすることについて考えてい

くことで、全学年を通してふるさとを愛するところを育てるとともに「ミルフィューユ隊」というボランティア団体が地域の清掃活動などを行い、積極的に地域貢献活動を行っています。このように幼稚園・小学校・中学校のそれぞれにおいて、発達段階に応じて、ふるさとを愛するところを育てる教育活動を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、7点目です。ロシアとウクライナの戦争が長期化していますが、中学生の英語圏への国際交流を実施し体験することにより、中学生の成長を促すことが出来ると思いますが、国際交流実施についてどのようにお考えでしょうか、お伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の英語圏への国際交流実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。議員ご指摘のような英語圏への国際交流実施につきましては、異なる文化・生活・習慣を持つ年代の若者との交流活動を通して異文化を直接体験し、国際理解を深め、国際性を養うという有意義な事業だと考えております。平成22年度まで実施しておりました中国普陀区との小・中学生の交流につきましては、まず、行政間で信頼関係を築いた上で派遣、交流を続けてきたものでした。そのため、派遣する児童及び生徒等の現地での安全確保がある程度、担保出来ている事業でございました。ご提案の新たに英語圏での国際交流実施につきましては、早急な実施は安全確保の面から一抹の不安があり、慎重に進めていく必要があると考えております。再開の際には、町国際交流協会等の関係団体と協議を行い、情報収集や協議を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

8点目です。県外の大学へ進学しても多度津町に帰ってくるためには、働く場所が必要です。企業誘致を積極的に行う施策はありませんか、お伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の企業誘致を積極的に行う施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。本町の企業誘致施策として、多度津町企業立地促進条例及び中小企業等経営強化法に基づく助成制度等がございます。多度津町企業立地促進条例に基づく制度は、町内に工場等施設を設置する場合、土地を除く投下固定資産額が、1億円以上で、かつ、多度津町民で常用雇用者である新規雇用が5人以上の要件を満たせば、新たな施設に対して賦課された固定資産税額相当額を3年間交付するものでございます。今年度は2社に助成を予定し、事業拡大を行った1社を新たに指定致しました。この制度により町外からの企業誘致だけでなく、町内企業の事業拡大の支援に繋がっていると考えております。また、中小企業等経営強化法に基づく制度は、中小企業の設備投資の支援を目的としています。年平均3%以上の労働生産性の向上



を見込む先端設備等導入計画の認定を受けた設備投資については、固定資産税額が3年間免除されるものでございます。今年度は4社を認定しております。町内企業の中には、このような制度を積極的に活用し、設備投資を行っている企業がございます。しかし、このように設備投資をした上で、中長期的な事業拡大のための雇用を促進しているにも関わらず、正規雇用を含む労働者の応募がないといった声を町内の大手食品加工メーカーなどからお伺いしております。本町の学生等の町内企業の紹介手段として、多度津商工会議所と共同で「多度津企業ガイド」を平成30年12月から隔年で発行し、一般に配布しております。今年度も多度津高校へ約200冊、20歳の集いで約250冊を配布致しました。さらに、前述の企業側から「幼い頃から町内企業のことを知ることが将来の町内の就職に繋がるのではないか」といった要望を受け、新たに町内の小・中学校にも配付致しました。また、広報たどつ3月号に就職活動を行う学生及び保護者に向けて、学生の就職支援を行っている高松新卒応援ハローワークの案内及び多度津企業ガイドのホームページの案内についても掲載しております。今後も町内企業及び就職支援側の関係機関へのヒアリングを実施し、企業と求職者とのマッチングが行えるよう努めるとともに町内企業の紹介も積極的に行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ただ今のご答弁の中から再質問をさせていただきます。先ほどの答弁ですが、多度津町企業立地促進条例に基づく助成で、今年度は2社に助成予定。1社が新たに指定されたのご答弁頂きました。また、中小企業等経営強化法に基づく助成で、今年度は4社が認定されたとありましたが、具体的な決算額、予算額、また、対象物件などが、もし分かるようでしたら、お答え頂きたいと思っております。よろしくお願ひします。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問に答弁致します。多度津町企業立地促進条例に基づき、先ほどの答弁で申し上げた条件を満たした固定資産税額相当額の助成予定の企業は2社でございます。1社は桃山、東白方地区にある食料品製造会社で、今年度の助成額は2,634万5,000円でございます。もう1社は西港町地区にある船舶用クレーンの製造販売会社で、今年度助成予定額は873万5,000円でございます。この助成額は3年間交付されるものでございますが、この2社とも今年度、令和4年度が最終年となっております。また、新たに指定した企業は、西港町地区にある鋼製階段手摺り製造会社で、令和5年度の助成見込額は375万8,000円でございます。こちらの助成につきましては先ほども申し上げましたとおり、令和5年度から3年間、助成するものでございます。次に中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を行った4社は、堀江5丁目地区にある船舶解体撤去事業等を行っている会社、2社目は、山階地区にある衣料品縫製加工会社、3社目は、西港町地区にある鉄鋼加工会社、

最後が4社目でございますが、庄地区にある水道設備会社で、先端設備と致しましては、油圧ショベルや自動裁断機などの導入を計画しているようでございます。免除される償却資産に係る固定資産税額は、現在のところ未定でございます。以上、答弁と致します。

議員（兼若 幸一）

多度津町は多分、当初予定よりか人口減少が激しいのではないかと思います。出来るだけ人口減少を減らすような働く人たち、また、子育て世代の方々に住んでもらえるまちづくりを目指して行って欲しいと思います。以上、私の一般質問を終わりたいと思います。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番、兼若 幸一 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。

次回は明日、午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

長時間お疲れさまでした。

散会 午後 3 時48分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和5年3月6日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記